



マックス・ヴェーバーにおける社会学の生成 : I.  
一九〇三~〇七年期の学問構想と方法 (特集 社会学  
のアイデンティティと多様性)

折原, 浩

---

(Citation)

社会学雑誌, 20:3-41

(Issue Date)

2003-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81010998>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010998>



# マックス・ヴェーバーにおける社会学の生成

I. 一九〇三〜〇七年期の学問構想と方法

折原 浩

## 問題の提起

マックス・ヴェーバーは、はたして社会学者であつたらうか。

この問いに即座に「しかり」と答える通念、あるいは「初期には歴史家ないし経済学者であつたが、晩年には社会学者になつた」とする通念が、社会学者の間だけでなく、経済学、思想史、科学論その他、関連諸分野にもいきわたっている。こうした通念を前提として、かれの学問的業績は、ときとしていとも無造作に「ヴェーバー社会学」と呼ばれる。

しかし、デュルケームやパーソンズが自他ともに認める社会学者であつたことには異論がないとしても、ヴェーバーには、同列には論じられないなにかがあるのではなからうか。なるほどかれは、一社会学者として十分な質と量の業

績を残した。その意味でかれは、社会学者でもあつた。しかし、かれを「歴史家」「経済学者」「哲学者」「宗教理論家」「政治学者（ないし政治思想家）」として捉える言説も、それぞれ相応の理由あつて主張されている（以下、傍点は、引用文中も含めて筆者の強調）。

そこでむしろ、ヴェーバーのそうした多面性を認めたとし、そのかれにおいて社会学とはなんであつたかと問うことができよう。かれは、その生涯を通じて、とくに（重篤な神経疾患から、断続的には研究ができるまでに回復した）一九〇二年ころから、一九二〇年六月の（予期せざる）死にいたるまで、いかなる学問構想のもとに、なぜ社会学に接近し、コミットして、その方法的基礎付けと具体的展開を企てるまでになつたのであろうか。その結果かれは、社会学者になりきつて、学問的生涯をまとうしたのであろうか。それともかれは、ゆえあつて独自の社会学を構想し、相応の成果を挙げたけれども、当のかれ自身にとつて社会

学はあくまで学問構想全体の、環にとどまり、(学問の限界内でも)目的にたいする手段(予備学および補助学)として、限定された位置を占めるにすぎなかったのであろうか。とすれば、その目的とはなんであり、かれの社会学は、いかなる手段として構想され、どこまで合目的に編成されていたのであろうか。こうした問いに答えることは、その後「制度化」されて自明性を取得した「社会学のアイデンティティ」に、ひとつの反省材料を提供し、そのかぎりで本特集の趣旨に沿えるかもしれない。

## 文献(概観)

一九〇二年から研究を再開したヴェーバーは、「倫理論文」(一九〇四〜〇五)に始まる経験科学的・具体的研究成果とともに、下記一連の(広義には)方法論文を發表した。

1. 「ロッシャーとクニース、歴史的経済学の論理的諸問題」第一部「ロッシャーの歴史的方法」(「ロッシャー論文」と略記)、『一九〇三、『シュモラー年報』第二七卷(WL: 1-42)'

2. 「社会科学と社会政策にかかわる認識の『客観性』」(以下「客観性論文」と略記)、一九〇四、『社会科学・社会政策論叢』(以下、『アルヒーフ』と略記)第一九卷

(WL: 146-214)'

3. 「ロッシャーとクニース、歴史的経済学の論理的諸問題」第二部「クニースと非合理性の問題」(「クニース論文I」と略記)、『一九〇五、『シュモラー年報』第二九卷(WL: 42-105)'

4. 「ロッシャーとクニース、歴史的経済学の論理的諸問題」第三部「クニースと非合理性の問題(続)」(「クニース論文II」と略記)、『一九〇六、『シュモラー年報』第三〇卷(WL: 105-145)'

5. 「文化科学の論理学の領域における批判的研究」(「マイヤー論文」と略記)、『一九〇六、『アルヒーフ』第二二卷(WL: 215-290)'

6. 「シュタムラーにおける唯物史観の『克服』」(「シュタムラー論文」と略記)、『一九〇七、『アルヒーフ』第二三卷(WL: 291-359)、『同補遺』(WL: 360-383)'

7. 「限界効用学説と『精神物理的根本法則』」(「限界効用論文」と略記)、『一九〇八、『アルヒーフ』第二七卷(WL: 384-99)'

8. 「封鎖の大工業労働者の淘汰と適応(職業選択と職業上の運命)にかんする社会政策学云調査への方法序説」(「調査方法論文」と略記)、『一九〇八』(SSP: 1-60)'

9. 「工業労働の精神物理学に寄せて」(「精神物理学論文」と略記)、『一九〇八〜〇九』(SSP: 61-225)'

10. 「エネルギー論的文化理論」(「エネルギー論文」と略記)、一九〇九、『アルヒーフ』第二九卷(WL: 400-26)。

このころ、出版社主パウ・ジーベックの要望に応じて『社会経済学綱要 Grundriss der Sozialökonomik』(以下GdSと略記)の構想を練り、一九〇八年秋には正式に編集を引き受け、一九〇九/一〇年から、分担寄稿(一九一〇年プラン)では「経済と社会」、これが後に改訂されて公表された「一九一四年構成表」では、二分された「経済と社会」の一セクション、「I. 経済と社会的諸秩序ならびに(社会的)諸勢力 Die Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen und Mächte)の執筆に着手したと思われる。一九一〇年にはドイツ社会学会の創設に尽力し、「事務報告」の形で設立の趣旨を述べ、課題を提起している。こうした進展を踏まえ、

11. 「理解社会学のカテゴリー」(「カテゴリー論文」と略記)、一九一三、『ロゴス』第四卷(WL: 二七四四)に、表題としては初めて「理解社会学」という限定つきながら「社会学」が登場し、上記1.~10.の成果を集約する形で、理解社会学が定礎され、基礎カテゴリーが規定される。

12. 「社会学および経済学における『価値自由』の意味」(「価値自由論文」と略記)、一九一七、『ロゴス』第七卷(WL: 489-540)

も、正式の表題は「社会学的ならびに経済学的諸科学 soziologische und ökonomische Wissenschaften」における『価値自由』の意味」である。

その後、第一次世界大戦をへて、おそらくはウィーン大学およびミュンヘン大学における講義(一九一八/一九年度)を契機に、「カテゴリー論文」が改訂され、この改訂稿(一九二〇)が、

13. 「社会学的基礎諸概念」(「基礎概念」と略記)と題して、『経済と社会』「第一部第一章」、一九二一、(WuG: 1-30; WL: 541-40)に収録される。

上記1.~10.のうち、「客観性論文」だけは、(ゾンバルト、ヴェーバー、ヤッフエの新編集に移行した)『アルヒーフ』第一九巻に掲載され、編集者(複数)名の「緒言 Geleitwort」の趣旨を敷衍したいわば綱領文書で、ヴェーバーが自説を積極的また体系的に展開している。それ以外の九論文では、かれはむしろ、ロツシャー、クニースのようなドイツ歴史学派経済学の先達や、ディルタイ、ヴント、ミュンスタールベルク、ジンメル、ゴッテル、リップス、クローチエ、マイヤー、シュタムラー、クレペリン、ブレンタノ、オストヴァルトら(主として隣接学科の専門家で、社会科学方法論にかかわる所見を発表していた諸家)の説と、つぎつぎに対決している。ヴェーバーは、そうするな

かから、「現実科学」「文化科学」「適合的因果連関」「客観的可能性」「解明」および「意味」といったカテゴリーを取り出しては、かれ流に鑄直し、独自の学問構想と方法を編み出していった。その足取りを、相手方への目配りも忘れずに追跡することは、きわめて重要である。しかし、哲学の素養に欠け、他に「一九一〇〜一四年草稿」の内容的再構成という難題を抱えている筆者には、そうした課題に取り組む能力も余裕もない。ところが幸いなことに、この課題が、向井守の研究によって果たされている（向井一九九七、二〇〇〇）。筆者は、向井著に学び、詳細は同著に委ね、本稿の問題設定に必要なかぎりで、まずは一九〇三、〇七年期ヴェーバーの学問構想と方法を、主に「客観性論文」に依拠し、他の論文も適宜参照しながら、再構成してみたい。

## 一 一九〇三〜〇七年期の学問構想と方法

### （一）「現実科学」としての社会科学

ヴェーバーは、「客観性論文」のある個所で、つぎのとおり端的に宣言している。

「われわれが推し進めようとする社会科学、*Sozialwissenschaft* は、ひとつの現実科学、*eine Wirklichkeitswissenschaft* である。われわれは、われわれが編入され、われわれを取り囲んで

いる生活の現実を、その特性において——すなわち、一方では、そうした現実をなす個々の現象の連関と文化意義とを、その今日の形態において、他方では、そうした現実が、歴史的にかくなつて他とはならなかつた根拠に遡つて——理解したいと思う。少しあとのところでも、同じ趣旨が、つぎのように述べられている。

「社会科学の関心の出発点は紛れもなく、われわれを取り囲む社会的文化生活の、現実、それゆえ個人的に形成された姿である。社会科学は、この姿の、普遍的な、しかしだからといって個人的に形成されていることにはもとよりいささかも変わりはない連関と、それが、他の、もちろんこれまた個人的性質をそなえた社会的文化状態から生成されてきた経緯とを、究明する」。

ここでは「社会科学」の目標が、さしあたり大きく二段構えで、①（われわれ自身が編入されている）社会的文化生活の特性を認識すること、②その特性が歴史的に「かくなつて他とはならなかつた」根拠を先行状態に遡つて因果的に説明すること、に求められ、こうした目標を追求する学問的営為に「現実科学」という呼称が与えられている。

念のため付言すれば、上記二引用文の主語は「社会科学」であつて「社会学」ではない。ヴェーバー自身は、「現実科学としての社会学」について語つたためしはないし、以下の行論からも明らかにされるとおり、そうするはずがない。むしろ、同じコンテキストのさらにあとの（下記に

前後を引用する)個所では、同じ趣旨を「現実をその文化意義と因果連関において認識するというわれわれの意味における社会経済学的認識の目標<sup>16)</sup>」と言い換え、「社会科学」として「社会経済学 Sozialökonomik」を念頭に置いている。

ちなみに、「客観性論文」本文には、「社会学」という表記はひとつもない。ただ、同じ『アルヒーフ』第十九卷冒頭の上記「緒言」には、「社会学」への言及が一か所ある。

「今日、われわれの雑誌は、資本主義発展の普遍的な文化意義の歴史的また理論的な認識を学問上の問題と見なし、この問題の究明に役立てられなければならないであろう。そしてまさに、われわれの雑誌自体が、文化現象の経済的制約性という特定の観点から出発し、また、出発しなければならぬから、われわれは、一般国家学、法哲学、社会倫理学といった隣接諸学科、ならびに社会心理学的研究、および一般に社会学という名称のもとに括られている諸研究と、緊密な接触を保っていかざるをえない。われわれは、こうした領域における科学的研究の動向を、主としてわれわれの系統的な書評欄で、立ち入って追跡していくであろう<sup>17)</sup>」。

要するに、ヴェーバーは、上記のとおり「資本主義発展の普遍的な文化意義の歴史的また理論的な認識」という包括的課題を掲げる『アルヒーフ』が、「マルクスおよびロッシヤ以降の社会経済科学 sozialökonomische Wissenschaft」と同様「(狭義の)経済的 ökonomisch」現象のみでなく、

「経済を制約する ökonomisch relevant」現象および「経済に制約される ökonomisch bedingt」現象をも取り上げ、「対象の範囲が、——そのときどきのわれわれの関心方向に応じて流動的ではあるが——明らかにあらゆる文化事象の総体にまで押し広げられ<sup>18)</sup>」、その結果「社会経済学的考察方法による研究の領域は、まったく見渡しがたいまでの範囲におよぶ<sup>19)</sup>」ので、狭義の経済学に閉じこもらず、広くその境界・隣接諸領域にも関心を向け、それらの現況を新『アルヒーフ』の書評欄で取り上げていこうというのである<sup>20)</sup>。だから、みずからはそうした社会経済学者として、外から「社会学」に接近するスタンスを持っていたといえる。そのさい「社会学」は、上記のとおり「隣接諸科学」のひとつには数えられず、別扱いされている点が注目をひく。しかしここで「社会学」に、なにか特別の(たとえば人間協働生活にかんする「基礎学」として、上記三種の現象を架橋するような)役割が期待され、予感されている、とまではいえない。

## (二) 社会科学の四段階構想 「現実科学」的契機と「法則科学」的契機との総論

むしろこのときヴェーバーの念頭にあったのは、「現実科学」と「法則科学 Gesetzeswissenschaft」との区別であった。「法則科学」とは、「法則的に反復するもの」を探究し、

個別的事実を「法則」の例証として取り扱い、その個性は捨象していく科学と考えられている。しかしかれが、両者の区別を、なにか二者択一的な対立として措定し、「われわれの社会科学」ないし「われわれの社会経済学」を、もっぱら「現実科学」として、「法則科学」的要素を含まない、いわば純粹「現実科学」に見立て、これに「加担」したのかというと、けっしてそうではない。かれは、この区別を「ロッシヤ論文」の冒頭で、メンガー、ディルタイ、ジンメル、ヴェンデルバントおよびリッカートに言及しながら導入しているが、そのさい、「純粹力学と歴史科学の一部を除けば、諸科学のうち、もっぱら『法則科学』もしくは『現実科学』の目的観点のもとに概念を構成できるようにしたもの、ひとつもない」とはっきり断っている。してみると、「現実科学」たらんとする「社会科学」ないし「社会経済学」も、「法則科学」的、概念構成を含まざるをえないことにならう。

では、他ならぬヴェーバーの社会科学において、「法則科学」的概念構成とはいかなるもので、いかに位置づけられるのであろうか。かれの社会科学において、「現実科学」的契機と「法則科学」的契機とは、どんな関係にあるのだろうか。

この点にかけて、ヴェーバーは、リッカートへの依拠を明言している。そのリッカートは、現実科学Ⅱ「文化科学」

と法則科学Ⅱ「自然科学」とを「両極」とし、それぞれの方法を、(ヴェンデルバントの「個性記述的」と「法則定的」に代えて)「個性化的」と「一般的」と規定し、両極間の「中間領域 *Mittelgebiete*」に各個別科学を位置づけ、両方法の「混成形式」を問うという方針をとった。これによると、国民経済学は、原始文化の研究、言語学、法律学とともに、「一般的に構成された成分を含み」、しかもそこでは「しばしば「農民や工場労働者といった」集団 *Massen* のみが問題となる」ので「普遍的概念がもっとも大きい場所を占める」。また、かれの方法論研究との関連で「国民経済学は歴史的Ⅱ個性化的科学か、それとも一般化的科学か」が争点として論議されてきたが、この問題は「あくまでも個別科学研究者の決定に委ねられなければならない」として、かれ自身の態度表明は控えている。

さて、一個別科学研究者ヴェーバーは、二者択一でも、(リッカートのような)両極間の単一尺度上への位置づけでもなく、「文化科学」Ⅱ「現実科学」と「自然科学」Ⅱ「法則科学」とを構成契機とする独特の総合を企てたと思われる。そうした総合の構図を見定めるためには、もう少し「客観性論文」の関連叙述に分け入らなければならない。「社会経済学的認識の目標」について述べたコンテクストで、ヴェーバーは、かれの構想を、自然科学としての天文学や生物発生学と対比し、かれとしてはもっとも広く、前

出の二段階を間に挟む四段階として設定している。本稿に、  
とつてもっとも重要な個所なので、少し長くなるが、煩を  
いとわず全文引用しよう。

「天文学にとっては、天体が、もっぱらその量的な、精密に計測できる関係において、われわれの関心を引き、考察されるの  
にたいして、社会科学において問題となるのは、事象の質的な  
色彩である。その上、社会科学においては、精神的事象の協働  
が問題となるが、この精神的事象を追体験し、つづ「理解する」  
ことは、当然ながら、およそ精密自然認識の定式によって解決  
でき、また解決しようとしているのとは異なる、特殊な性質を  
そなえた課題である。とはいえ、この区別は、一見原理的なも  
のと思われようが、それ自体としてはさほどでもない。精密自  
然科学といえども——純粹力学を別とすれば——、質を考慮せ  
ずに済ますわけにはいかない。さらにわれわれは、われわれの  
専門領域で、つぎのような——もとより誤った——見解に出会  
う。すなわち、少なくとも、われわれの文化にとって根本的な  
現象である貨幣経済的流通は、数量化することができ、まさに  
それゆゑ『法則的』に把握できるといふ見解である。数量化で  
きないために数量的把握ができない規則性をも『法則』概念の  
もとに理解するかどうかは、つきつめたところ『法則』概念を  
狭く解するか広くとるかにかかっている。とくに『精神的』動  
機の協働にかんするかぎり、いずれにせよ合理的行為の規則を  
定立することは排除されないし、とりわけ、つぎのような見解  
は、今日なお消滅していない。すなわち、個々の『精神科学』  
にたいして数学に相当する役割を演ずることは、まさに心理学

の課題であって、心理学は、社会生活の複雑な諸現象を、その  
心的な条件と結果とに分解し、これらをしてできるかぎり単純な心  
的諸要因に還元し、この諸要因をふたたび分類して、それらの  
機能的連関を探究しなければならないというのである。そのよ  
うにして、社会生活の『力学』とまではいえないにせよ、その  
心的基礎にかんする一種の『化学』が創り出されることになろ  
う。この種の研究が、いつの日か、価値あり、かつ——これと  
は区別されるべきであるが——文化科学に利用できる、個々の  
成果を提供するかどうかについては、ここであえて決定をくだ  
さなくともよいであろう。しかし、かりにそうした成果が提供  
されるとしても、現実をその文化意義と因果連関において認識  
するという、われわれの意味における社会経済学的認識の目標  
が、法則的に反復されるものの探究によって達成される、とい  
うことにはなるまい。人間協働生活の諸事象につき、考えられ  
るかぎりの因果結合が、心理学によって、あるいは他の方法で、  
ことごとくすでに観察されたか、あるいはいつの日にか観察さ  
れ、なんらかの単純な究極『要因』に分析された上で、概念お  
よび厳密に法則的に妥当する規則からなる巨大な決疑論に編成  
されて、漏れなく把握された、と仮定しよう。そうした成果は、  
歴史的に与えられた文化世界の認識にとって、あるいはそうし  
た文化世界から選び出されたなんらかの個別現象——たとえば、  
すでに生成され、文化意義を帯びた資本主義——の認識にとつ  
て、いったいなんの意味があるだろうか。そうした成果の意味  
は、認識の手段として、ちょうど有機化学における化台例の辞  
典が、動物界および植物界の生物発生学的認識にたいしてもつ  
意味と同一であり、それ以上でも以下でもない。いずれにせよ、

確かに重要で有益な予備研究 Vorarbeit が、なされたことにはなろう。しかし、いずれのばあいにも、いつかは生活の現実がそうした「法則」や「要因」から演繹されるというようなことは、けつしてなからう。その理由は、たとえば、なにか高次の神秘的な「諸力」(『支配要因』とか『エンテレキー』)とか、その他いかなる名称で呼ばれようとも)が、なお生活現象には潜んでいるにちがいない——これはこれで、またひとつの問題であるが——といったことではなく、むしろつぎのような単純な事情にある。すなわち、われわれにとり現実の認識として問題なのは、上述の(仮定上の!)「諸要因」が歴史的に相集い、われわれにとつて意義のある文化現象として現れてくるさいの、その布置連関 Konstellation であり、われわれが、そうした個性的な集合 Gruppierung を「因果的に説明」しようとするれば、つねに他のまったく同様に個性的な集合に溯行せざるをえず、ここから、われわれは、そうした個性的な集合を、もとより上述の(仮定上の!)「法則」概念を用いて「説明」することになる、という事情である。それゆえ、上述の(仮定上の!)「法則」や「要因」を確定することは、われわれにとつては、いずれにせよ、われわれの追求する認識に到達するためのいくつかの研究段階のうち、最初の段階にすぎない。上述の「諸要因」の、そのつど歴史的に与えられた個性的な集合と、それら「諸要因」の、この歴史的集合によつて制約された、具体的な、独特の意義をそなえた協働作用とを、分析し、秩序づけて叙述すること、そしてとりわけ、この意義の根拠と性質とを理解させることが、第二の段階であろう。これはなるほど、上記の予備研究を用いて解決されるべきではあるが、それにたいしてまったく新しい

独立の課題である。つぎに、すでに生成したこの集合のもつ、現在にとつて意義のある個々の個性的特徴を、できるかぎり過去に遡り、これまた個性的な先行の布置連関から、歴史的に説明することが、第三の段階であろうし、——最後に、未来における可能な布置連関を見定めることが、考えられる第四の段階とならう。

これらすべての目的にとつて、明晰な概念および上述の(仮定上の)「法則」の知識は、あらかじめ認識の手段として——ただやほり、もっぱら手段としてのみ——大きな価値をもつてあるうし、それどころか、そうした目的にとつては端的に不可欠でもあらう。

ここでまずは、ヴェーバーが「社会科学」的研究を、I. ある種の基礎的予備研究(以下では「予備研究」と略記)、II. 歴史的に生成した文化現象を対象とし、それを(それぞれ独特の諸要素の)独特の個性的布置連関として認識し、その文化意義をつまびらかにし、他者(たとえば「アルヒーフ」の、それぞれ異なつた価値理念を抱いている共同編集者・執筆者・講読者など)にも理解させること(以下では「特性把握」、III. この布置連関につき、歴史的に先行する同じく個性的な布置連関に遡り、そこから歴史的に生成されてきた経緯を、具体的な因果関係として説明すること(以下「因果帰属」、IV. 現在の布置連関から、未来に生成されるであろう同じく個性的な布置連関を予測すること(以下「未来予測」)、の四段階に分けて考えてい

ることを確認しよう。その上で、かれも明示的に語り、従来の研究によっても明らかにされてきた既知の論点から見ていくと、順不同にはなるが、Ⅲ、「因果帰属」のさい、「適合的因果連関」の論証に「法則的知識」（「一般経験則」ないし「通俗心理学的知識」）が援用されることは、周知のところであろう。

### (三)「適合的因果連関」の論証における

#### 「法則的知識」の役割とその合目的的編成

この問題は、むしろ「マイヤー論文」で主題化されるが、「客観性論文」でも論及されている。ここでは、上記引用（また後述）のとおり、Ⅱ、「特性把握」が、Ⅰ、「予備研究」からは導き出せない独自の課題であり、研究者が「価値理念」に照らして、見極めがたく多様な経験的現実から「知るに値する」（特性をそなえた）対象を選び出し、その「知るに値する」所以を説明し、他者にも理解させる段取りとして規定され、強調されている。しかしヴェーバーは、そうした一連の叙述のあと、こんどは、「歴史家」に、主語を換えて、つぎのようにいう。

「さて、以上に述べたすべてのことから、いかなる帰結が引き出されるであろうか。

もとより、文化科学の領域では、一般的なもの das *Generelle* の認識、抽象的類概念の構成、規則性の認識、および『法則的』

連関 *«gesetzliche» Zusammenhänge* を定式化する試みが、いかなる科学的権能ももたない、というような帰結が引き出されるわけではない。正反対に、歴史家の因果認識が、具体的な結果を具体的な原因に帰属させることにあるとすれば、なんらかの個性的結果の妥当な因果帰属は、『法則的知識』——すなわち、因果連関の法則性にかんする知識——の使用を抜きにしては、およそ不可能である<sup>(28)</sup>。

「いかなるばあいにも、したがって複雑な経済事象の領域においても、そうした帰属の確かさは、われわれの一般的認識 *unsere Generelle Erkenntnis* が確かで包括的であればあるほど、それだけ大きくなる<sup>(29)</sup>」。

このようにヴェーバーは、「一般的なものの認識」（さしあたり類概念と一般経験則、「類的理念型」については後述）を、Ⅲ「因果帰属」に必要・不可欠と認める。そして、この「因果帰属」の方法的手続きについては、「マイヤー論文」で、マラトンの戦いにおけるギリシャ勢の勝利を具体例に用い、「法則的知識」を援用する「客観的可能性」判断として、明快に説いている。

この「客観的可能性」と「適合的因果連関」の理論は、ヴェーバーのフライブルク時代の同僚で生理学者のクリースが唱え、ハイデルベルク大学の私講師ラートブルフが刑法律論への応用を企ていたものである<sup>(30)</sup>。それをヴェーバーは両者から学び、（ヘーロドトス、トゥーキユディデースからランケ、マイヤーにいたる）傑出した歴史家がじっ

さいにはおこなっていた歴史的因果説明を、それによって論理的・方法的に基礎づけたのである。

しかも、その方法は、実質上、自然科学における実験と比較対照試験の論理を、人為的な実験や試験は不可能な歴史現象に應用する「思考実験」である。この点については、その具体的手続きの例解も兼ね、これまでなんども解説してきたので、ここでは繰り返さない。問題はむしろ、「一般的なものの認識」「法則的知識」をどのようにとどのえ、「おけば、Ⅲ、「因果帰属」に援用しやすく、研究上目的に適用か、という点にある。

ヴェーバーは、「客観性論文」では、「(もつとも広い意味における)歴史家が、自分個人の生活経験によって培われ、方法的に訓練された想像力をもって、どれほど確実に、この「因果」帰属をなし遂げることができるか、また、この帰属をかれに可能にしてくれる特定の科学の援助にどこまで頼るかは、個々のばあいに応じてまちまちである」と述べている。そして「そのさいつねに、したがってすべて*の*いわゆる『経済』法則においても、例外なく問題となるのは、精密自然科学の「例外のない依存関係という」意味における狭義の『法則的』連関ではなく、規則の形式で表される適合的な因果連関であり、……「客観的可能性」というカテゴリーの適用である」と断った上で、「日常経験から知られる因果結合の規則性を『法則』として定式化

して、おくことが、意味をもつかどうかは、いずれのばあいも、そうすることが目的に適用か、どうかの問題である」としていた。

ヴェーバーは、ここから出発して、日常経験と(この観点からは「補助学」となる)歴史研究とから知られる「因果結合の規則性」を(上記広義の)「法則」として定式化し、決疑論的に編成しておくことを、やがて「目的に適用」と認めて実施するようになる。われわれは、たとえば「ひとが悲しんでいるのを見て『はしゃぐ』人間は、たいてい人に嫌われる」といった、日常経験から割り出されて身につけている法則的知識を、折に触れ、必要に応じ、そのつどその場かぎりで適用して生きている。方法的に獲得され、定式化される「法則」といっても、論理上は、日常経験からえられるそうした「通俗心理学的」知識と異ならず、その貯蔵庫のいわば「飛地 Enclave」をなすにすぎない。ヴェーバーはやがて、この「飛地」を開拓し始める。そうした知識の合目的的、つまりは決疑論的な編成が、かれの「社会学」にはかならない。しかし、なぜそうなるのか、なにがそのさい「目的」とされるのか、どういう「決疑論」編成がどうして「合目的」なのか、といった詳細を解き明かすまえに、またそのためには、ここで先に、I.「予備研究」とII.「特性把握」との関係を見ておかなければならない。上記の引用文中、この点にかかわる叙述は、入り組

んでいる上、明示されない含意も多く、難解であるが、つぎのようにも解釈できよう。

#### (四) 社会科学の「基礎学」への要請

上記の引用個所でヴェーバーは、社会科学を自然科学から区別する規準を、ひとまず①対象の「質」への注視、②対象において協働している「精神的動機」の「理解」に求めている。なるほど、この②は、自然科学にはない、社会科学独自の課題ではある。しかし、このふたつだけでは、社会科学を、法則科学としての、自然科学から原理的に区別することはできない。というのも、自然科学も質をまったく無視はしないし、逆に社会科学も、精神的動機が協働する対象である人間行為について、「規則性」(広義の「法則」)を定立するからである。

ところで、そうした「規則性」としては、一方ではメンガーが、(たとえば「経済的交換」のような)「合理的行為の規則を定立」していた。そうした「精密の方針にもとづく抽象理論」的概念構成は、「いずれにせよ」そのかぎりでは「排除されない」。こう明言するヴェーバーは、明らかにメンガー理論を、条件付きで——後述の「理念型」的概念構成として、そのかぎりでも——受け入れている。あるいは、病前の講義における受け入れを一般的に追認している。ということは、そうした抽象理論の構成を、(メンガー

のように) 社会科学的研究の目的と認めるのではなく、「合理性」という前提をみたくない(多分に「非合理的」契機を含む) 現実の行為と、現実の行為がそうした「合理性」を帯びてくる歴史的経緯(「合理化」過程)を究明する手段(「索出手段」)に意味転換する、ということである。そのかぎりでもヴェーバーは、メンガー流の「精密理論」を受け入れ、その成果と、ヴェーバー自身による銕直しやさらなる具体的展開を、研究手段として活用しようとするわけである。

他方ではシュモラーが、片やかれの「経済社会学」の「基礎学」を求め、片や「利己心」や「営利衝動」の「ドグマ」を経験的に相対化すべく、「共同感情」を措定する(40)ディルタイの「心理学」に期待をかけていた。ヴェーバーによれば、そうした期待が「心理学」によってみだされるかどうかはともかく、人間の協働生活に見られる「因果結合の規則性」を、「心理学」か、あるいはなにか「他の方法」で、つとめて網羅的・包括的に観察し、「なんらかの単純な究極『要因』に分析」した上、決疑論的に編成することは、原理的に不可能ではないし、将来そこから、文化科学にも利用できる成果が提供されないとみかぎらない。ここでヴェーバーは、「心理学」にたいしては、断定は避けながらも否定に傾き、それに代わる「他の方法」を探ろうとしているように見受けられる。しかし、それがなんであ

るかは、まだ語り出されない。

こうしてヴェーバーは、シュモラーの要請をひとまず斥ける。このスタンスは、ふたたびリッカートと比較すると、いっそう精確に規定されよう。ヘルマン・パウエルは、「歴史的に発展する対象の普遍的な生活諸条件の研究に従事し、あらゆる変化のなかに、一様に存在する諸要因をその本性と作用とにかんして研究する」科学を、「歴史学」のあらゆる部門にたいして同程度に重要な「原理科学 Prinzipienwissenschaft」として提唱していた。ところがリッカートは、この「原理科学」の主張を斥ける。というのも「語のもっとも厳密な意味で一回的な特殊が問題となるばあい、ある原理科学の普遍的諸概念は、せいぜい概念要素として使用されうるにすぎない」からである。さらにリッカートは、「一般化的心理学」を「より高い意味に解されたすべての文化科学のもっとも主要な基礎」に据えることも許されないといい。なぜなら、一般化的心理学「の意義は、純粹に個性的なものの文化意義が高まって、普遍概念的諸研究が一般に姿を消すのに比例して、減少する」。しかもこのことは、もっとも重要な文化事象についていえる。「宗教・国家・学問・芸術の歴史において、一回的な個人は、けっして『非本質的』ではありえない。これらのばあいにも、新しい文化財創造の衝動は、ほとんどいつも個々人の人格から発する……。それゆえ、それら人

格は、歴史的にも重要とならざるをえず、それらを叙述するとなると、ただ相対的に歴史的な諸概念ではすまされない」からである。

リッカートのこうした主張と比較すると、ヴェーバーは、「一般化的心理学」には「基礎学」としての意義は認めないが、さりとて「心理学」が「一般化的心理学」に尽きることは速断しない。他方、「原理科学」ないし「基礎学」への要請一般は斥けず、(歴史における「創造的個人」の取り扱いという重要な論点はしばらくおくとして)歴史的に発展する人間協働生活にかんするかぎり、なんらかの「基礎学」を、少なくとも「予備研究」としては認めようとするわけである。

##### (五) 文化科学と価値解釈

もとよりヴェーバーも、リッカートとともに、「現実科学」としての社会科学を、「文化科学」として捉え、社会生活の「要因」や「法則」にかんする「予備研究」がどこまで進んでも、そこから個性的な現実を「演繹」することはできないという。その理由は、「支配的要因」「規定的要因」「エンテレキー」「民族精神」「集団表象」「人格性」「全体としての人間」「生産諸力」その他なんと呼ばれようとも、なにか「高次の神秘的な力」が社会生活に流れ込み、これを駆動しているからではない。むしろ、問題の立て方

が端的に異なるからである。つまり社会科学は、文化科学として、対象の特性・個性・文化意義を問う。そして、文化意義をそなえた特性・個性は、経験的所与の「無前提な」探究や一般法則への関係づけからではなく、「法則科学」とは原理的に異なる仕方では、「価値理念」との関係づけによって、選び出され、規定される。

「……文化とは、現実のうち、価値理念への関係づけによってわれわれに意義あるものとなる、その構成部分を、しかもそれのみを包摂する。そのつど考察される個性的現実のほんのわずかな部分が、そうした価値理念に規定されたわれわれの関心によって色彩づけられ、そのみが、われわれにとって意義をもつ。というのは、そのわずかな部分が、価値理念との結合によって、われわれにとって重要となる関係を提示するからである。それゆえに、またそのかぎりでは、その部分が、その個性的特性において、われわれにとって知るに値するものとなるのである。ところで、なにがわれわれにとって意義をもつかは、当然のことながら、経験的に与えられたものを『無前提に』研究することからは推論されず、むしろそうした意義を確定することこそ、なにものかが研究の対象となるための前提をなすのである。」「なにが研究の対象となり、その研究が無限の因果連鎖のどこにまでおよびるか、を規定するのは、研究者およびかれの時代を支配する価値理念である。」

さて、ある対象を「価値理念」に関係づけ、「知るに値する」所以を説明するこの段階は、「マイヤー論文」では、

「価値解釈」「価値分析」として捉え返される。ここでは、具体例として、ゲーテのシュタイン夫人宛て書簡、マルクスの『資本論』などの個別文化財が挙げられ、かりにそうした対象が、現在のわれわれ自身に作用をおよぼし、これを因果的に規定することはないとしても、そうした対象に宿る独自の「固有価値」を理解可能なように解き明かすことは、われわれを啓発して価値にかかわる感受性を豊かにする（教養上の）意義をもつとされる。それにたいして「客観性論文」では、この「価値分析」に対応するⅡ、「特性把握」につき、具体例として、上記引用のとおり「すでに生成され、文化意義を帯びた資本主義」が挙げられている。これは、同じく個性的な文化事象とはいえ、同時に、われわれを取り囲み、われわれの生活を規定している包括的現実であり、しかも「個性的な諸要因の個性的な布置連鎖」からなる「社会形象」である。

もっとも、「マイヤー論文」でも、文化科学の研究対象から、そうした包括的「社会形象」が外され、もっぱら個別文化財が考慮されているのかというと、そうではない。そこでも、対象が「包括的 *umfassend*」な例として、『近代』文化の総体、すなわちヨーロッパに『端を発する』われわれの文化、現在の段階におけるキリスト教的「資本主義的」「国家的文化」が、きわめて多種多様な観点のもとに文化諸価値の巨大な糸だまとして考察され、その因果的

遡源が、中世をへて古代にまでおよぶ<sup>(48)</sup>ばあい、が想定されている。

### (六) 個性の論証方法としての比較

さて、そうした包括的「社会形象」の特性を個性的諸要因の個性的「布置連関」として把握するといふばあい、その「布置連関」とは、天文学との対比から持ち越された概念で、多数の星々が要素として集まって形成される個性的な「星座」を原義とする (cum stellis)。

では、ある研究者個人にとって「知るに値する」対象の特性を、そうした布置連関として問い、しかも他者にも理解されるように——その意味で客観的に妥当な仕方では——解き明かし、論証するには、どうすればよいのであろうか。それにはまず、当の布置連関を構成する個々の要素につき、別の布置連関を構成している同類の要素と比較して、当の要素の、他にはない独自の特性を浮き彫りにしていき、最後にはそうした個性的諸要素が相寄ってひとつの布置連関をなす仕方についても、やはり他の布置連関と比較して、当の布置連関にのみ特有の構成を確認する、という手順を踏むのがよいであろう。

ところで、そうした比較には、なにについて比較するかという一義的な観点が必要である。とくに、たとえば西洋「近現代」の「資本主義」を、「古代」や「中世」のそ

れと比較する、あるいはさらに、そうした西洋「文化圏」総体の「合理主義」の特性を、他の「文化圏」総体と多面的に比較するというように、比較の項目が増え、その範囲も広くなるばあい、その観点をしっかり定め、基礎を固めておかないと、対象の多様性に足を掬われ、思わず別類の要素との比較にズレ込み、混乱に陥る危険が大きいであろう。したがって、「客観性論文」でも予告されていたように、「マルクスおよびロッシェン以降の社会経済科学」の「対象の範囲が、……あらゆる文化事象の総体にまで押し広げられ」、「研究の領域が、まったく見渡しがたいまでの範囲におよぶばあい、比較の観点の確定が、それだけいっそう重要となる。

さて、比較の観点とは、比較すべき要素の「類概念」にほかならない。したがって対象の「特性把握」といっても、個性的な「布置連関」として的確かつ確実に把握し、他者にも理解されるように論証するには、ここでもやはり「類概念」という一般概念の確定が欠かせないことになる。そうした上で、当の「類概念」に該当する、広範囲にわたる諸要素を、あくまで同類項として、同一次元で比較し、それぞれの特性を、こんどは「類的理念型」を構成して捕捉していくことになろう。

ヴェーバー流の概念構成といえば、通例即座に「理念型」が思い浮かべられる——それはそれとして間違いではない

——が、他面、かれにおける「類概念」の意義が看過されてはならない。そこで、具体的な例証として、かれ自身の書簡から一節を引用しよう。この書簡は、「客観性論文」から一〇年後の一九一四年六月二日に、歴史家ベローに宛てて書かれている。その内容は、本稿がこれから論証を重ねて到達するであろう結論を先取りしており、その意味ではかえって不都合であるが、例解としてこれ以上のものはないので、ここでも参照しておきたい。

「……わたしはこの冬には、『社会科学綱要』『社会経済学綱要』の誤記・折原」へのかなり包括的な寄稿を印刷に付すことになりましょう。この寄稿は、『ディレクタントは比較する』という烙印を押されるのも覚悟で、もろもろの政治団体の形態を、比較しつつ体系的に取り扱うものです。思うに、「西洋」中世都市に特有なもの、ですから、まさに歴史がわれわれに提示すべきもの（この点にかけて、われわれは完全に意見が一致します）は、他の（古典古代、中国、イスラムの）都市には欠けていたものを確認することによってのみ、展開することができますし、他のすべてについても同じことがいえます。その上で、そうした中世都市に特有なものを因果的に説明することが、まさに歴史の課題です。貴台もこれと根本的に異なる考えをお持ちではないでしょう。多くの個所に、反対よりもむしろ賛成の意向が示唆されています。ところで、わたしの解する社会学(Sociologie, wie ich sie verstehe)も、上述のきわめてさややかな予備研究を提供することができます。そのさい、あらゆ

る研究領域の専門家になることは、所詮は不可能ですから、あるひとつの大領域を完全にマスターしている研究者「専門家・折原」から不興を買うことは、遺憾ながら避けられません。それでもわたしは、そうした研究が、学問上無益ではないと確信します。」。

ここでは、「客観性論文」に示された四段階構想の骨組みは維持された上で、ただそのⅠ「予備研究」とⅡ「特性把握」の手續きが具体化され、Ⅰ「予備研究」として「わたしの解する社会学」が登場している。ベローの価値理念からもヴェーバーの価値理念からもともに、「知るに値し」、それゆえⅡ「特性把握」の対象となる「西洋中世都市」の個性的特質は、西洋古典古代、中国、イスラムの、同類の都市と比較することによって初めて確認される。しかしそうした比較には、「なにについて比較するのか」が予め確定されていなければならない。つまり、都市という「社会形象」の比較であるからには、当の社会形象に共通の要素を抽出して厳密に規定する、都市の「類概念」がなければならぬ。そうした「類概念」を基礎として、その概念標識に該当する西洋中世都市、西洋古典古代都市、中国都市、イスラム都市などが比較される。そうして初めて、たとえば西洋中世（内陸）都市（という社会形象）の特性が、ヘゲマインデとして政治的自律を獲得しながら、（西洋古典古代都市や中世沿海都市のように）政治的・軍事的・

外延的膨張は追求せず、経済的・経営的・内包的発展に向かった自治都市」というふうには、「類的理念型」概念によつて把握され、叙述される。その上、この「類的理念型」概念は、そうした特性（内包的発展に向かう政治的自律）の特異な発生条件への問いを孕み、都市がそうした自律をもちえるのに有利な、四囲の政治支配構造（といういっそう包括的な社会形象）の特徴を、たとえば（ふたたび同類項・同一次元の比較において、他文化圏の〈世界帝国〉的文化統一と鮮やかな対照をなす）〈文化的統一の欠落〉に求め、さらにこの条件を、同じく西洋中世の政治支配構造に特有の〈権力分割〉に探る、というふうには「索出手段」として機能していくであろう。

ここでわれわれは、かれの「社会学」、すなわち「一九一〇〜一四年草稿」の世界に入ってしまった。このように、価値理念との関係づけから「知るに値する」すべての社会形象につき、歴史的に因果帰属されるべき特性を「比較しつつ体系的に展開する」「予備研究」が、「わたし（ヴェーバー）の解する社会学」である。逆にいえば、「客観性論文」段階のⅠ、「予備研究」が、抽象的な方法論上の構想の域を脱して、「社会学」に具体化されてきているといえる。ただし本稿では、ふたたび出発点に戻り、一九一〇年以降のかれの社会学における方法上の基礎である「類概念」と「類的理念型」が、すでに「客観性論文」

でも、「理念型」論中に姿を現している事実を確認しておきたい。

### （七）類概念と「類的理念型」

「客観性論文」の理念型論で、ヴェーバーは、抽象的経済理論を「近代交換経済社会」の「理念」＝「理念型」として捉え返すところから説き起こし、（１）中世「都市経済」「手工業」や近代「資本主義的産業組織」のような歴史的「社会形象」と、（２）「中世キリスト教」「自由主義」「社会主義」のような「時代の理念」（ある時代の大衆や重要人物の念頭にあり、かれらの行為をとおしてその時代の文化を規定した思想や理想）の理念型構成を論じ、国家と国家観の理念型に触れたあと、「類的理念型」の論議に入っている。これら（１）と（２）は、「たとえばキリスト教や資本主義のような、それぞれに独自で唯一無二の特性が意義をもつ連関について、これを測定し、体系的に性格づけるための思想的構成物」<sup>22</sup>、すなわち「歴史的個性体 *historisches Individuum* としての理念型」である。それにといて、

「歴史叙述ならびに具体的な歴史的概念の構成要素としてたえず見いだされる類概念も、当然のことながら、そうした叙述や概念にとって概念上本質的な特定の要素を抽出し、思考の上で高めることにより、理念型として構成することができる。これは、理念型概念の適用例のうち、じっさい上とくに頻繁に重要

なば、あいださへある。そして、個性的な理念型はいずれも、類的で理念型として構成された概念要素から合成れる。<sup>(53)</sup>

ウェーバー自身が「客観性論文」で挙げている具体例を引けば、「交換」という概念は、「財の相互的譲渡」という日常的慣用の意味では、「数多の現象に共通に見出される標識の一複合体」という意味における単純な類概念<sup>(54)</sup>、「経験的現象に共通なものをたんに総括する単純な類概念」にすぎない。しかし、これを「限界効用の法則」に関係づけ、経済的に合理的な経過として「経済的交換」の概念を構成するとすれば、これは、そうした交換の類型的条件にかんする判断を内包として含むことになる。すなわち、①ある経済主体の支配下にある財数量が、かれにとって、いまひとりの主体の支配する他の財数量よりも価値が小さく、後者においては、同一財の価値評価にこれと逆の関係が成立する、②双方の経済主体がこの関係を認識する、③かれらが、この財交換をじっさいに遂行する力をもって、という三条件である。人間は、実生活において、あたかも「交換性向」(という心理的要因)に駆られるかのように「むやみやたらと」交換するのではなく、条件①によって与えられる、双方にとって利益となる「限界」内で、条件②③にかかわる「障害」を克服して初めて、「経済行為」として「交換」の関係に入る。このように、「交換」

の概念は、「経済的交換」の概念に铸直されて、「近代交換経済社会」の歴史的形成本条件を開示する)発生的概念となり、同時に(三条件がすべての個人について完全にみたされる社会はないから)「理念型」となる。

ウェーバーはさらに、上記「総体への志向」にもとづき、経済現象だけではなく、別の生活領域の現象についても、類概念を設定し、類的理念型を構成していくので、そうした別領域から具体例を引くこともできる。たとえば宗教についてはさまざまな定義が可能であろうが、あらゆる「宗教的行為」に共通のメルクマールを取り出し、「精霊」「靈魂」「神々」「デーモン」といった《超自然的諸力》と人間との関係の秩序づけに準拠する行為》という類概念を設定することができよう。ところがこれを、特定の価値理念から見た宗教の「本質」に関係づけ、《超自然的諸力》のなかから《神々》とくに《唯一の人格神》を取り出し、その《神への奉仕 Gottesdienst》も、神に嘉せられる《内面的志操》の(結果を顧慮しない)自己目的の堅持というところまで「思考の上で高め(つきつめ)」ていくと、《倫理的宗教性》という概念がえられる。この概念は、当の宗教性と「近代的人格性」(統一的で持続的な生き方)との関連を開示し、発生的性格を帯びるが、同時に(「現世利益」を求めて多分に非「倫理的」な)現実の経験的な宗教的行為からは遠ざかり、これとの距離を比較しつつ測

定する概念的手段、すなわち理念型となっている。そして、たとえば〈禁欲的プロテスタンティズム〉のような「歴史的個性体としての理念型」も、この〈倫理的宗教性〉という「類的理念型」と、〈神の「容器」でなく「道具」になる救済目標〉〈世俗内的救済道〉〈顕示的信仰 *obes explicita*〉その他、いくつかの「類的理念型」を概念要素として合成されるであろう。

なお、「……単純な類概念と類的な理念型……との対立は、当然のことながら個々のばあいには流動的である」<sup>(59)</sup>。この点は、いま挙げた宗教一般と〈倫理的宗教性〉の例から明らかであろう。両者の中間には、たとえば〈呪術的「神強制」からは抜け出て「神奉仕」にいたりながらも、その動機は「与えられるために与える *do et des*」という利己的な原生状態にとどまる〉といった過渡形態があり、そうした概念指標を「類的理念型」として定立することもできる。宗教性の経験的現実<sup>(60)</sup>は流動的であり、そうであればこそ、一義的で鋭い理念型概念が構成され、尺度として持ち込まなければならないのである。

### (八) 理念型の経験的妥当性

さて、理念型的に構成された概念ないし理論には、「現実を『法則』から演繹できる」という意味における経験的妥当<sup>(60)</sup>は求められない。ヴェーバーのメンガー批判は、メン

ガーが法則的認識と歴史的認識とを区別<sup>(61)</sup>しながら、精密の方針による抽象理論の諸定理にこの意味の経験的妥当を要求した点に向けられた。抽象理論的方法的捉え返しであるヴェーバーの理念型も、この意味の経験的妥当を要求するものではない。しかし、それでは理念型が、およそいかなる意味でも経験的妥当性を問われない——この点にかんする検証を受け付けない——観念形象なのかというと、決してそうではない。かれ自身、「客観性論文」でも、そうした解釈を、つぎのとおりはっきり斥けている。

「手工業から資本主義への転形の理念型的構成について」経験的歴史的な発展の経過が、事実上この構成された経過と同一であったかどうかは、この構成を索出手段として援用することによって初めて、理念型と『事実』とを比較するというやり方で検証することができる。理念型が『正しく』構成されている、事実上の経過がこの理念型の経過に対応 *entsprechen* しないとするれば、よってもって、中世の社会は、まさしくある関係においては厳密に『手工業的』ではなかったという証明 *Beweis* がなされたことになろう。……そのばあい、当の理念型は同時に、中世社会の『手工業的』でない構成部分を、その特性と歴史的意義とにおいていっそう鋭く把握する道へと、研究を導くであろう。そうであれば、理念型は、まさしくそれ自体の非現実性を露呈することによって、その論理的な目的を果たしたといえる。つまり——このばあいには——、あるひとつの仮説が検証されたことになるわけである」。

「理想型」が、概念的に純粋な姿では現実のどこにも見出されない「思想像」(論理的)理想像「ユートピア」であるといつても——というよりもむしろ、まさにそうであればこそ——、「個々のばあいごとに」*jeden einzelnen Falle*、現実が、どの程度この理想像に近いか、または遠いか<sup>(63)</sup>、あるいは「事実上の経過がこの理想型に対応」するかいなか、がたえず問われなければならない。じつさいの経験科学的研究においては、ある理想型について、その経験的妥当性が問われ、その結果むしろ、経験的事実との不対応が見出され、(当の経験的事実にいっそうよく対応する)つぎの理想型構成に道を開き、そのようにして、よりいっそう現実に迫る総合像へと自己止揚を遂げていくところに、理想型的方法の本領が発揮される。

この点、おそらくは「客観性論文」末尾の誤訳とも結びついて、理想型が経験的妥当性を問われない觀念形象であるかのように、あるいはヴェーバーが「客観性」を「断念 Verzicht」した「新觀念論」者であるかのように解する言説が、いまなお影響力を保っているようなので、ここでとくに注意を喚起しておきたい。<sup>(64)</sup> というのも、いったんそうした陥穽に落ち込むと、「理想型」が、経験的事実による検証を怠る独善の隠れ蓑、あるいは経験的事実を提示した批判をかわす遁辞、として用いられることにもなるからである。

### (九) 「解明」の方法的意義

#### 「流出論理」批判と「原子論」的説明方針

さて、ヴェーバーは、「客観性論文」からの上記引用個所では、精神的事象の追体験的理解を社会科学に固有の課題と認めながら、「さほど原理的ではない」としてあっさり引っ込めてしまい、その可能性をさらに追求していこうとはしていなかった。ということは、精神的事象という対象的・素材的契機によって「精神科学」を自然科学から区別しようとするディルタイにたいして、個性記述(特殊化)か法則定立(一般化)か、という方法的契機によって、歴史(文化科学)と自然科学とを区別しようとする、ヴィンデルバント・リッカート流の見地を優先させていた、という事情を示唆するであろう。

しかし、ヴェーバーは、諸科学の抽象的区分自体を自己目的としたのではなく、区分原理に則った諸科学の適切な組み合わせと総合により、具体的な経験科学的研究成果に到達することこそ肝要と見ていた。したがって、いったん方法的区分原理に則った四段階構想が上記のとおり定立され、「特性把握」においても「因果帰属」においても、人間の協働生活とそこで生成される諸形象(一方で社会形象、他方では文化形象としての文化財)という対象と取り組む段になると、こんどはそうした対象の特質に即して、それだけ適切な対象認識に到達する方法を編み出すことが、

新たな課題となる。これに関連してヴェーバーは、「ロツシャー論文」の注では、「他人の精神生活を説明することは原理的に不可能」というロツカートの命題に反対して、「どんな種類の人間行為でないし人間表現の経過も、意味のある解明 *sinnvolle Deutung* が可能である」と主張し、「そうした解明を方法として使用する諸科学を、ひとつの特別の部類（精神科学）に括することができる」と述べ（WuG: 12-3 Anm., 松井訳 I、三二）、むしろディルタイの見地に傾いていた。

ここにさらに、つぎの事情が加わる。ヴェーバーは、「客観性論文」で理念型に坎する論議を結ぶにあたり、「農業の利害」「国家の利害」「階級の利害」といった「日常の話し言葉で使い慣れている未分化な集合態概念」（WuL: 212、富永・立野訳、一五七）のもとに、いかに多様な事態が曖昧に包み込まれ、現実にある差異や対立や矛盾が隠蔽され、思考の混濁がもたらされているか（また、もたらされかねないか）を例示し、そうした集合態概念に代えて一義的で鋭い理念型概念を用いる必要を力説していた。しかしかれは、「客観性論文」では、「理念型概念の集合態概念にたいする関係」への論及を「端的に断念」し、集合態（すなわち社会形象）にかかわる理念型概念がいかに構成され、用いられなければならないか、については語らなかつた。そこで、この問題について、他の方法論文を

顧みると、やはり「ロツシャー論文」における「流出論理」批判が注目される。

そこでヴェーバーは、「歴史的・社会的な諸連関の『有機体』的統一性を因果的に分析し説明することは、自然の諸有機体についてそうする以上に困難」であるばかりか、歴史・社会形象の「全体を、個別現象から因果的に説明することは（事実上のみでなく）原理的に不可能である」というロツシャーの見地を、「ドグマ」として斥け（WuG: 35-6、松井訳 I、七四一五）、これにつきのような見解を対置する。すなわち「われわれは、社会科学 *Gesellschaftswissenschaft* の領域では、社会がそれによって構成され、社会諸関係のすべての糸がそこを通り抜けなければならぬ『もっとも微細な部分 *kleinste Teile*』の内側を覗き込むことができるという幸福な状態にあるから、ほんとうのところは事態は逆である、という異論が、すでにメンガーによって、またその後多くの人々によって唱えられている」（WuG: 35 Anm.1）というのである。つまり（ヴェーバーの用語に置き換えれば）、メンガーにおいては、「もっとも微細な部分」すなわち社会を織りなす人間諸個人の内面的・精神的「動機」を、「意味的に解明」ないし「追体験的に理解」する可能性が、ただたんに消極的に認められるだけでなく、むしろ自然科学にはない社会科学の有利さ、自然科学にたいする社会科学のプラス（社会科学では、自然

科学の觀察に加えて、解明も可能である」として、積極的  
に捉え返されている。とすれば、歴史・社会形象の因果的  
説明をめざす社会科学は、「解明」「理解」「意味」といっ  
たカテゴリーを取り出して検討し、「意味」をも因果連関  
の一環に組み入れる「解明」的説明の手続きを、科学の方  
法として鍛え上げていくに如くはない、ということになる  
う。このように「ロッシヤ論文」は、流出論理の拒否と  
いう消極面のみでなく、それにとって代わる新展開への萌  
芽という積極面についても、注目に値する。

ところで、メンガーは、社会形象が、目的意識的な立法  
によって「実用主義的 Pragmatisch」に設立されるだけで  
なく、それとらなで、歴史の経過のなかで「無反省的  
unreflectirt」に成立するという事実注目した。そして、  
歴史学派と同様、そうした社会形象を「有機的 organisch」  
と呼ぶことも容認した上で、さらに、「歩を進め、かれの  
「精密的 exact」方針によって「原子論的 atomistisch」に  
説明することができる」と主張したのである。たとえば貨幣  
制度の発生は、直接交換の（それぞれ特定量の特定財貨を  
他人の他種・特定量の財貨と直接交換しようとするかぎり、  
互いの需求に合致する相手を見出すのは至難という）難点  
を、だれかある個人が、いったん第三の（自分の需求を直  
接充足しはしないが、「販売力」「流通力」はある）財貨と  
交換し、その上でこの第三の財貨の特定量を、希求してい

た当の財貨と交換する、間接交換への突破口を開いて克服  
し（革新）、この新機軸が、（同じく直接交換の難点に直面  
して困ってはいしたが、どうすればよいか分らなかった）  
周辺の諸個人に模倣され、普及して、やがて慣習化する、  
というふうな——基本的にはタルドの「發明・模倣」図式  
に則るような仕方——説明できる。しかもメンガーは、  
貨幣制度のみでなく、集落、市場、言語、国家、法など  
（のうち、立法による創設態として「実用主義的」に説明  
できる形象を除く）数多の社会制度も、その始源と変遷を、  
このように個人的な諸努力の「無反省的」産物、「意図さ  
れない合成果」として説明することができるかと唱えていた。  
この方針を説く叙述のある個所で、メンガーはつぎのよう  
に注記している。

「自然現象の精密的な理論的解釈の帰着しなければならぬ最  
後の要素は、『原子』と『力』とである。ところが両者とも非経  
験的な性質のものである。われわれは『原子』というものをま  
るで思い浮かべることができないし、自然力は比喩としてしか  
思い浮かべることができないのであって、われわれはじつさい  
には現実の運動のわれわれには知られていない原因を自然力だ  
と心得ているにすぎない。このことから、自然現象の精密的理  
解には、けっきょくのところ、まったく大変な困難が生まれる。だ  
が、精密社会科学では、そうではない。ここでは、われわれの分析  
の最後の要素である人間諸個人とその諸努力 die menschlichen  
Individuen und ihre Bestrebungen とは、經驗的な性質を

そなえており、したがって、精密的な理論的、社会科学は、精密的な自然科学にくらべて、ずっと有利である。じっさい、『自然認識の限界』とそこから自然現象の理論的理解にたいして生まれる困難は、社会現象の領域での精密的研究にはない。したがって A・コントが、『社会』を現実的な有機体、しかも自然的有機体よりもいっそう複雑な有機体として理解し、その理論的解釈を、比較にならないほどずっと複雑で、ずっと困難な、科学的問題であるとしているとき、かれは重大な誤謬に陥っている。』

(Menger 1883: 157 Anm. 51, 吉田訳、一四五―六注五一)

ヴェーバーが「ロッシェン論文」で、上記のとおりメンガーに言及するとき、かれはこの「精密自然科学」にたいする「精密社会科学」の「有利」さを説き、その根拠を最終分析単位としての個人の諸努力の「経験的」性質に求める。主張を念頭に置いていたと思われる。ヴェーバーは、この主張を積極的に受け止め、一方では(社会形象にかんする流出論理に代えて)「原子論的」説明方針を採用する<sup>(89)</sup>と同時に、他方では、メンガーがややナイーヴに「経験的」と称している(現実に直接体験され、明証をもって理解されるという)性質につき、「経験」「体験」「明証」「理解」といったカテゴリーを掘り下げて検討し、当の「有利さ」を十全に活かせるような方法を模索し、編み出し、鍛え上げていくのである。

## (一〇) 自由と合理性 ロマン主義的人間観批判と合理的解明の方法的意義

さて、この方向への思考展開に立ちはだかる障壁として、一方に社会形象全体の「流出論」的神秘化があったとすれば、他方には逆に、社会形象の「もっとも微細な部分」としての個人を、解明や予測を超え、まさにその意味の計算不可能性・非合理性に独特の「尊厳」を宿す「自由な人格」として、「聖域」に見立て、(起点と結果において外的状況にかかわる行為についても)因果的解明の道を閉ざしてしまふロマン主義的人間観があった。ヴェーバーは、学生時代の経済学の師クニースを、そうした思潮の歴史学派内における代表者に見立て、ロッシェンとならべて批判の俎上に乗せる。そして、クニース本人をそっちのけにして、「解明」のカテゴリーにかかわる他の諸家とつきつきに対決し、正反対の結論に達する。すなわち、ある状況で、明晰に意識して設定された目的を、外からの強制によって攪乱されたり、内からの抗いがたい情動によって曇らされたりせず、経験則に照らしてもっとも適合的と判断される手段を選択し採用して貫徹する「目的合理的」行為こそ、行為者本人にとって自由な(経験的に自由と感得される)行為であり、と同時に、観察者にとっても、当の状況における目的・手段関係の合理性から、合理的に「解明可能」で、しかも最高度の「(合理的)明証性」をそなえた行為

である、というのである。

なるほど、人間諸個人の行為は、現実にはつねに、その意味で自由とはかぎらず、多分に不自由であることはいなめない。すなわち、状況や経験則の認識を誤る客観的「整合非合理性」と、情性や衝動や感情に囚われ翻弄される主観的「目的非合理性」という二種の非合理的契機によっても、規定される。しかし、そうした非合理的契機も、直接直観的あるいは追体験的に把握されるよりもむしろ、じつは合理的契機の認識を媒介として、つまり当の状況で完全に合理的に行為がなされたとしたら、その行為はいかなる経過をたどったであろうかと問い、客観的に可能な合理的極限事例（「カテゴリー論文」で「整合型 *Richtigkeitsstypus*」と命名される）を仮構（理念型として構成）し、現実の行為をその整合型と比較することによって、いっそうよく索出され、論証されよう。この点にかけてもヴェーバーは、メンガーの精密の方針を継受し、ロマン主義的な、個人の神秘的実体化を破砕すると同時に、翻ってメンガー理論を意味転換し、「（経済的に）合理的な理念型」として捉え返すことにより、経済行為以外の「非合理的」行為領域にも——したがって人間行為一般に——索出手段として転移し、展開していく道を切り開いたのである。

（十一）客観的意味（規範学）と主観的意味（経験科学）

との峻別 「社会」概念の救出と再構成

さて、「国家」「階級」といった社会形象に、日常生活上の慣用語がかぶせられ、学問的に追認され、「流出論理」の上塗りが施されると、社会形象が、（それを構成している）諸個人の解明可能な行為にまで分析され、多少とも秩序づけられた協働行為として再構成されることなく、そのまま一個の「集合単体」として実体化・神秘化され、この実体化・神秘化が翻ってそうした分析・解明・再構成への道を閉ざすこと、それゆえにヴェーバーが、メンガーの「原子論」「方法的個人主義」を採用して悪循環を断ち、ディルタイの解明的方法と結びつけて展開したこと、は上述したとおりである。ところがいまひとつ、社会諸形象に、先行学問としての法学の諸概念が転用され、法学的概念構成と社会科学的概念構成との違いが鋭く意識されないままだと、社会形象がこんどは「法人格」として実体化されたり、「規範学（ないし教義学）*Dogmatik*」的思考の紛れ込みと混淆により、その「経験科学 *empirische Wissenschaft*」的分析・解明・再構成がやはり妨げられたり、歪められたりする。当時こうした弊害が、「史的唯物論の克服」を謳ったシュタムラーの著書『経済と法』（Stammler 1906）により、半ば意図して曖昧な認識論の上塗りを施され、増幅されていると見たヴェーバーは、シュタムラーと徹底的に

対決し、このばあいにもそうすることをおして、シュタムラーの「社会」「社会科学」(およびシュタムラーがそれらに對置した「自然」「自然科学」)概念にとつて代わられ自身の当該概念を打ち出し、(混淆に舞い戻らないように)精細に規定していった。

シュタムラーの主張は、I.「社会科学」の對象として措定される「人間の社会生活 soziales Leben der Menschen」を、「自然」と對置し、したがって「社会科学」を「自然科学」との二者択一的な對立關係において捉え、II.当の「社会生活」のメルクマールを「外的に規制された協働 äußerlich geregeltes Zusammenwirken」に求め、III.そうした外的規制を「社会生活」の「形式 Form」として、(経済などの)「質料 Materie」と對置するものであった (Stammler 1906, Zweites Buch. Der Gegenstand der Sozialwissenschaft: 75-158)。そこでヴェーバーの批判は、シュタムラーの矛盾や曖昧さを暴露するのみでなく、I. 当時の主たる「自然」「自然科学」(およびそれぞれの對極)概念を批判的に集約して、(1)「客観的意味」について「理念ないし當為としての妥当性」を問う「規範学」と(2)「主観的意味」についてその「存在と因果的意義」を問う「經驗科学」という独自の学問分類を提示し (WL: 320-2, 336, 357-9, 382-3, 松井訳、三三—三四、四五—六、六一—四)、II. この論理的區別を堅持しつつ「規則 Regel」

概念を吟味し、①規範学の對象としての「規範 Norm」「命令 Imperativ」と、②經驗科学の對象としての「經驗的規則性」以外に、③行為の因果的・契機として「適合的」には經驗的規則性を引き起こす「規範表象」=「格率 Maxime」(精確には、他に「目的論的格率」もあるもので、その一部類としての「規範的格率」というカテゴリーを定立し (WL: 322-45, 松井訳、三四—五三)、この観点から、III.「法」ないし「慣習律」も、「社会生活」の「形式」ではなく、「格率」としてその「内容」の一部をなすことを示した (WL: 336, 353, 松井訳、四五、五九)。ということは、ヴェーバーの批判が、否定的には、シュタムラーによる規範学と經驗科学との混同(前者の後者への押しかぶせ)、論理と現実との混同、考察の主体(われわれ観察者)と客体(對象をなす行為者)との混同(主題転移)、また客体についていえば、たとえば「規制された協働生活」の對極として、「孤立的個人」と複数個人の「孤立的棲息」(空間的・時間的併存)との半ば意図的な混同、などを逐一克明に暴きながらも、積極的には、シュタムラー自身の意図していた「社会科学」とその基礎カテゴリーを、そうしたさまざまな混同から救い出し、解き放ち、經驗科学として整合的に再構成するとうなるか、と問い、「シュタムラーが考えられたはずのこと」(WL: 368, 427)をシュタムラーに代わって考え、經驗科学としての社会科学の可

能性を追求した、ということである。二三の例を挙げれば、シュタムラーが、「制定律 *Satzung*」によって外的に規制された協働生活」と「規制のない併存」という論理上は非和協的な対立を経験的現実と投射し（論理と現実との混同）、「孤立的併存」から「社会生活」への「経験的移行」も「絶対に不可能」で、中間に「第三のカテゴリ」が存立する余地もない、と説いていたのにならして、ヴェーバーはかれの諸概念を、そうしたスコラ学的硬直化の窮地から救い出し、(1) ①「事実上の規則性」(慣習)、②「慣習律」、③「制定律」といった「類的理念型」概念に矯正して、①から②をへて③にいたる経験的「発展」を問う論理的可能性を開き、(2) 当初はもっぱら「神の賜物」としてあった制定律が「人間の創作物」として再編制される経緯(一九一〇〜一四年草稿)の術語で言いなおせば、〈法予言者〉による〈カリスマ的〉〈神聖法〉〈創造〉から、〈法名望家〉〈法律専門家〉による〈世俗(的実定)法〉の目的意識的〈定立〉と〈法典編纂〉への〈固有法則的〉(発展)を問う歴史的パースペクティブを開き、(3) ある制定律が「客観的意味」規範として存立しているとしても、「主観的意味」の次元では、その遵守として経験的規則性が対応するとはかぎらず、あるいは逆に、「命令」的規範の有無にかかわらず、「主観的意味」の上では同一の経験的規則性が存在する(たとえば、母親に授乳を命ずる制定

律のあるプロイセンで、母親がきまって授乳するとしても、ほとんどのばあい、当の制定律を知ってそれにしたがうわけではないし、同類の制定律はい多くの国々でも、母親たちは「あたかもそうした制定律にしたがうかのよう」に同一の経験的規則性をもって授乳している<sup>(2)</sup>。事実の意味を掘り起こして、「*同意* *Verständigung*」[同意にもとづく協働]という概念を設定している。「シュタムラー論文」の「補遺」で言及される、①「孤立的な」(主観的意味関係のない)空間的・時間的併存」から「同種の大衆的行為」、②「*同意*」[同意にもとづく協働]から「*諒解*」[*諒解* 行為]、③「制定律によって規制された協働生活」から「*ゲゼルシャフト*」と「*ゲゼルシャフト*」関係」といった(「カテゴリ論文」の)諸カテゴリが定式化されるには、もうあとほんの一步(語彙の整備のみ)というところである。

このようにヴェーバーは、「社会科学の領域と問題の画定という、シュタムラーみずから設定した問題」に、他ならぬシュタムラーが数々の混同によって「乗り越えがたい障壁」(Wl.: 382)を築いてしまっていたのにならして、明晰で執拗な区別によって当の障壁を取り払い、当の課題を達成する道を開いた。そればかりでなく、ヴェーバーは、そうすることをとおして、「社会生活」の対極と目された「自然」の概念と、そうした対比にもとづく学問分類を再

検討し、①「『死せる自然』」から人間が動植物と共有する生命活動にいたる自然」と「高次の精神的生命活動」との対象的・素材的区別によるディルタイの分類、②「法則定立—一般化」と「個性記述—特殊化」との方法的区別によるヴェインデルバント—リッカート流の分類、③「経験的—因果的説明」と「規範的概念分析」との（判断の範疇に準拠する）区別にもとづくイエリネク—ラスク流の（「経験科学」と「規範学」との）分類、に加えて、④ヴェーバー自身の「意味」カテゴリーの導入により、ふたたび対象的—素材的契機にもとづいて、「意味のある」現象（非自然）と、「意味を抜き去った（没意味的）」現象（自然）とを区分し、最後に、⑤その「意味」を「客観的意味」と「主観的意味」とに分け、前者について「規範学」の成立を認めると同時に、後者については、それを「自然」—「経験的存在」の一部と見て因果的説明を企てる「経験科学」に振りあてた。そして、この「経験科学」の下位分類として、「法則科学」と「歴史科学」とを区別し、「社会学」を前者に、「歴史学」を後者に位置づけたのである。ヴェーバーはこうして、「前人未踏の哲学的境地に到達し」、それまでの分類の難点を最終的に克服したといわれる（向井二〇〇〇、二五六）。

さて、「シユタムラー論文」は、『科学論集』のなかでもとくに難解で、リッカートも辟易したと伝えられている。

筆者は、向井の論考（向井二〇〇〇）に依拠してこの論文に挑み、辛うじて要旨上記の大筋を読み取ることができた。向井は、論考を結ぶにあたり、「私は『シユタムラー論文』のなかの重要と思われるほんの一面を論及したにすぎない」（同上）と述懐している。これは謙遜にすぎない言ではあるが、かれの力点が、この論文に「沈殿」しているヴェーバーの「全哲学」、とくに「自然」概念と学問分類に置かれていることは確かであり、その点こそかれの論考の優れた特長をなしているといえよう。それにたいして筆者は、本稿の限定された問題設定にしたがい、むしろヴェーバーの「社会」概念と「社会学」的カテゴリーの生成という未完の一面に力点を置いて解釈し、内容上の密接な関連から、むしろ「補遺」に注意を向けた。他面、向井が、①から⑤にいたる「自然」概念と学問分類の論理的発展を精細に跡づけ、⑤を、一九世紀後半以降に企てられた諸分類の問題点を最終的に「克服」ないし「解決」した「到達点」と見るのにたいして、筆者は、そのとおりと認めながらも、その⑤「到達点」においてもなおかつ、「法則科学」と「歴史科学」、「社会学」と「歴史学」との対立が、最終的に、いぜんとして止揚されずに残されているという（事柄としては当然の）事実の意義を、ヴェーバーの思想発展全体——その一環としてかれの社会学の生成もある——のなかで重視したい。

こうした仮説的解釈視点から、もう一步踏み込んで述べることが許されるとすれば、向井の全業績からは、やはりどうしても、ヴェーバーの方法論的思考が、すべて社会学に収斂していくかのように——社会学者にとってあまりにも好都合に——描き出されている、という印象をいなめない。筆者が思うに、ヴェーバーはむしろ、「社会学」と

「歴史学」とを論理的に区別しながら、両者の緊張を生きたものではあるまいか。「歴史社会学」と括ったとたんに脱落するような緊張を。かれが晩年、「倫理論文」を「宗教社会学論集」に収録したのも、「倫理論文」は、「社会学」としてなら事実上も原理上も「世界宗教の経済倫理」の起点また一環として認められるけれども、「歴史学」としては、末尾に提示され（改訂稿でも保存され）ている研究プロジェクト（RS 1: 245、梶山訳・安藤編、三五九）を実施するまでは認められない、という自己限定の証左とは読めまいか。こうした問題の立ち入った検討は続篇に留保するとして、向井著と向井論文が学界の共有財産となっている現在、それ以外に本稿を、ヴェーバーの科学方法論にかんする研究論文として発表するのも、こうした視点からなお問題が残されており、この問題が「社会学のアイデンティティ」として重要と判断するからである。この前篇で、「客観性論文」から四段階構想を意義強調的に取り出しておいたのも、「社会学」に収斂しきらない、むしろ

「社会学」がそのなかの限定的位置ゆえにかえって活かされる、そうした包括的な枠組みとして、まえもって確認しておく必要があったからである。（つづく）

「付記 このあと、こうした一九〇三〇七年期学問構想が、「一九一〇〜一四年草稿」以降の「社会学」の展開に「吸収」されるのか、「再編成」されるのか、それともそのまま生き残り、「社会学」はあくまで同構想の「予備学」「補助学」としてかえって本領を発揮するのか、という主題に入っていく予定であった。筆者としては、大筋で結論は出ているので、論稿を指定の紙幅に収め、所定の期日までに脱稿できると当初は考えていた。ところが、いざ執筆に着手し、主題にかかわる最近の法論文献にも目を通すと、「客観性論文」についても、重大な問題点がおおむね残されていることに気がついた。この現状を素通りするわけにはいかず、本稿自体にとっても出発点を固めておく必要があるので、そうした問題点につき、逐一「客観性論文」他の関連文献を引用し、論拠を示しながら叙述を進めた。そのため、思わず時間と紙幅を費やし、本題に入るまえに力尽きた。問題設定では「社会学のアイデンティティ」という本特集の趣旨を受け止めたつもりであり、いくつかの個所で「結論の大筋」は示唆しているものの、中身は実質上「一九〇三

（一）〇七年期ヴェーバーの学問構想と社会学へのスタンス（難関突破と助走）」とも題すべき前段で、「尻切れ蜻蛉」に終わっている。そこで、本稿を前篇とし、後段を続篇にまわす措置を編集部に願い出、本稿の採否を含めて編集部の決定に委ねた。本稿（が前篇として採用されるとすれば、こ）の不首尾を編集者・読者・関係者各位にお詫びする。二〇〇二年十二月三十一日記

## 註

（一）たとえば「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の『精神』」（以下「倫理論文」と略記）も、後に『宗教社会学論集』に収録されたが、本文には（初版にも改訂版にも）「社会学」の表記はなく、著者自身「この純然たる歴史叙述（die *rein historische Darstellung*）」と呼ぶ（RS: I, 204, 安藤編・梶山訳、三五九。訳文はかならずしも既訳にしたがっていない。以下同様）。経済学者・経済学史家のうち、住谷一彦は、「マックス・ヴェーバーは、今日では社会学という一つの専門的な学科を創り出した開拓者の一人としてデュルケムと並び称され……ドイツ社会学会の創設に尽力した主要な人物ではあったが、それでもなおみずからを経済学ならびに経済・社会政策の両分野で活動している人々の一人と考えていた」と位置づけている（住谷二〇〇一、一三七）。八木紀一郎も、ヴェーバーを「歴史学派から出ながらメンガーの問題提起を受け止めた社会経済学者」と解している（八木一九九八、一九五）。ヴェーバーを「哲学者」「宗教理論家」「政治学者」と見る（あ

るいはそうした側面に力点を置いて捉える）代表者としてはそれぞれ、ヤスパース／浜井修、金井新一、モムゼン／雀部幸隆を挙げることができよう。

（二）形式的には同じ趣旨で、ジンメル研究からも、反省材料が提供されてしかるべきであろうし、すでに提供されているかもしれない。

（三）病前の初期には、本稿では立ち入れないが、上記の問題設定との関連で、さしあたりつぎの三点に注目しておきたい。すなわちかれが、①ドイツ歴史学派に属する法制史家ないし経済史家として精力的に歴史研究を進め、学位論文『中世商社会社の歴史』（一八八九）、教授資格請求論文『ローマ農業史』（一八九一）をまとめるとともに、西洋の古代と中世にかんずるかぎり、両論文に結実する以上に豊富な歴史的知識（後に概念的に加工される素材）を習得していたこと、②取引所およびエルベ河以東の農業労働関係にかんする調査研究に従事し、欧米主要地域の農業労働制度および取引所にかんする比較研究に手を染めていたこと、③ハイデルベルク大学における一般理論経済学の講義（一八九八年度要綱）では、オーストリア学派の限界効用学説を受け入れ、（シュモラーに代表されるドイツ歴史学派との）「社会科学方法論争」にコミットして、メンガーの「精密の方針による抽象理論」を実質的には（西欧近代の合理的「経済人」を前提とする）「理念型」的概念構成として捉え返していること、この三点である（③については、Weber 1990: 29-30、八木一九九八、二〇八一、参照）。

（四）というのも、テンブルックのように、「カテゴリー論文」と「基礎概念」は、同じ『科学論集』に収録されているものの、

「社会学」理論 (の) 論文」であって狭義の「方法論文」ではないと見る (Tembrück 1999: 8, 住谷他訳、二六) 論者もいるからである。

(5) その経緯については、小林純二(二〇二、一七九一二一)、を参照。

(6) 論点を先取りすることになるが、この論文で、「社会形象 *soziales Gebilde*」が、いったんも、とも単純なエレメントである〈ゲマインシャフト行為〉に分解され、〈ゲゼルシャフト行為〉〈諒解行為〉といった下位カテゴリーとともに定義される。そして、ほぼ同時に執筆された上記 GDS 寄稿の「一九一〇〜一四年草稿」(従来版『経済と社会』「旧稿」・「第二部」)で、この基礎カテゴリーが、翻って複雑な「社会諸形象」に順次適用 (分節・展開) されていき、家、近隣、氏族、種族、宗教ゲマインデ (教団)、市場 (圏)、政治団体、身分、階級、正当的な (世俗的ならびに教権制的) 支配団体、都市 (とくに、正当的支配団体の内部で支配権力を〈篡奪〉し、政治的自律性を得た非正当的ゲマインデとしての西洋中世内陸都市)、近代国家、および近代政党、といった、それらの

①「類概念 *Gattungsbegriffe*」(たとえば〈都市〉) と  
②「類的理念型 *gattungsmäßige Idealtypen*」(たとえば〈非正当的ゲマインデとしての自治都市〉) が構成され、あわせて経済との関連にかんする ③「一般経験則 *allgemeine Erfahrungsregeln*」が定式化される。ヴェーバー自身、「社会学」を「経験的規則性 *empirische Regelmäßigkeiten* と類型「*Typen*」を探究する学科」(WuG: 195) と規定しているが、この「一九一〇〜一四年草稿」こそ、その最初の自覚的展

開であり、実質的内容にはかならない。このヴェーバー社会学が、一方では、一九〇三〜七年期の方法論文に見られる学問構想から、いかなる理由で求められ、他方では、(予期せざる) 死以後に予定されていた研究構想といかなる関係にあるか、を解き明かすことが、本稿の課題である。

(7) ミュンヘン大学における一九一九年度夏季期の講義は、「社会学のもの」とも一般的なカテゴリー *Die allgemeinsten Kategorien der Gesellschaftswissenschaft*」と題されていたという (Weber, Marianne, 1950: 709, 大久保訳 II、四九二)。

(8) この改訂のさい、基礎概念にかかわる用語法も、たとえば「カテゴリー論文」の〈ゲマインシャフト行為〉が、「基礎概念」では社会的行為へに変更される。原著者ヴェーバーは、こうした変更の事実を、「基礎概念」冒頭の注ではっきり断っていた。ところが、『経済と社会』の編纂者マリアンネ・ヴェーバー、後にヨハネス・ヴィンケルマンは、当の変更内容を跡づけて注釈を加える義務を怠り、変更後の「基礎概念」を、「経済と社会」『第一部』の冒頭に置き、(じつは変更前の「カテゴリー論文」の基礎概念が適用されている) 遺稿「一九一〇〜一四年草稿」を「第二／三部」に収録して、「基礎概念」をこの「第二／三部」への概念的導入部と称した。この配置 (「体系」捏造) により、読者は、変更後の基礎概念で変更前の具体的諸章を読む無理を強いられる。その結果は、ことが基礎概念にかかわり、同一語が別の意味に変更されていることもあって、複雑かつ重大である (折原一九九六 a、五一八)。こうした事情から、ヴェーバー社会学の最初の自覚的展開である「一九一〇〜

「四年草稿」は、いまだに原著者自身の基礎概念に即して体系的に解説されていない。それどころか、そうした解説への文献上の基礎条件もとのえられていない。現在、五分巻に分けて刊行されている『マックス・ヴェーバー全集』版も、原著者自身の基礎概念に即した全体の再構成という先決問題を見送り、誤編纂を繰り返している。従来版が「合わない頭をつけたトルソ」であったとすれば、『全集』版は、「カテゴリー論文」を除外し、トルソ本体も、体系的関連の定かでない「(頭の無い)五肢部分」に解体してしまった。従来版の「体系」捏造にたいして、こんどは「体系」放棄(の同位対立)に陥ったのである。筆者は現在、『全集』版編纂にたいする批判を独/英文で発表するとともに、独自に「一九一〇—一九一四年草稿」の再構成を進めている。

(9) 原題は *Soziologische Grundbegriffe* である。ところが従来、この篇の邦訳は、『社会学の基礎概念(ないし根本概念)』と題する単行本として出回り、あたかも原題が *Die Grundbegriffe der Soziologie* と、社会学の一大家が当該専門学科の基礎概念をそのかぎりで体系的に解説した古典的教科書であるかのように受け入れられてきた。こうした印象が、死の直前に仕上げられた最後の著作という(じつは偶然の)事情や、マリアンネ・ヴェーバーやヨハンネス・ヴィンケルマンが、この篇を冒頭に置く『経済と社会』に、「著者畢生の主著」とのお墨付きを与えてきた事実ともあいまって、「こういう『白鳥の歌』を遺したヴェーバーとは、やはり他のなにもまさって社会学者であったにちがいない」とする通念を補強してきたと思われる。本稿は、そうした通念を問題とするので、慣例の

表題は避け、原題の直訳に改める。そうすると、この表題は、ヴェーバーがなんのための基礎諸概念を、なぜ社会学的に設定したのか、という問いを投げかけてくるであろう。

(10) また最近、ゴットルとの関係を主軸に据えた本格的研究が、若い世代から現れ、筆者の「客観性論文」解説にも批判が浴びせられている(森川二〇〇〇、一九二一、Morikawa 2001: 18)。筆者は、こうした批判を歓迎するとともに、本稿でもできるかぎり応答していきたい。その他の先行文献については、適宜参照し、注記する。

(11) とはいえ、筆者は、ヘンリッヒやテンブルックとは異なり、ヴェーバーが「客観性論文」においてすでに統一的科学論を完成していた、あるいはその主要な論点はすべて「客観性論文」に出尽くしている、とは考えない。向井が、論旨の矛盾や術語の語義変化にいたるまで精細に調べ上げて論証しているとおり、ヴェーバーの科学方法論は、上記の対決を通して、一步一步発展している。ただ本稿は、そうした発展の精神的追跡ではなく、その結果として成立した学問構想の骨組みを取り出し、これとの関連で、その後具体的に展開されるかれの社会学を位置づけることに、課題を限定している。こうした観点から見ると、「客観性論文」には、そこでは主題化されない諸カテゴリーについても、すでにその規定内容は相当程度用意されていることを示唆する「限定句兼黙示的参照指示」が散見される。また、旧「アルヒーフ」第一八巻の巻末には、新編集に移行する第一九巻の掲載論文一覧が示されているが、ここではヴェーバーに「エドゥアルト・マイヤーの歴史理論と方法論に寄せて」と「カルヴィニズムと資本主義」の二篇が予定されていた。じつ

さいには、新編集の綱領文書ともいうべき「客観性論文」が第一九巻に割り込み、「マイヤー論文」は改題され、二年後の第二二巻に掲載された。しかし、このように事前に予告されていた事実から推しても、マイヤー批判の骨子（「客観的可能性」判断による「適合的因果連関」の論証）は、「客観性論文」執筆時にはすでに熟して念頭にあったと見ることも許されよう。

そういうわけで、本稿は、「客観性論文」を主たる典拠とし、そこで黙示的に参照を指示された諸論点については他の諸論文から補充することにして、まずは一九〇三〜〇七年期の学問構想と方法を取り出したい。向井による発展の掘り起こしを無視し、その研究以前に戻るのではなく、むしろその研究成果を、筆者の責任において、ヴェーバー社会学の位置づけに応用したいと願うわけである。

(12) WL: 170-1. 富永・立野訳、七三（引用文中の強調について、原文の隔字体はイタリック体に統一し、邦訳文では右付き圏点（・）で示す。傍点は筆者の強調。以下同様）。

(13) WL: 172-3. 富永・立野訳、七七。

(14) この「現実科学」という語そのものは、二年後の「クニース論文Ⅱ」と「マイヤー論文」でそれぞれ一回用いられ（WL: 113, 237. 松井訳Ⅱ、八九、森岡訳、一三四）、以後方法論文献からも姿を消す。「マイヤー論文」でヴェーバーは、ヴィンデルバントとリッカートの二分法を引きながら、「歴史を現実科学と名づけるただひとつの正当な意味」は、文化世界からとり出した個人的事実を、抽象概念の例証・認識手段に用いるのではなく、現実の具体的因果連関の一環として認識目的とする点にある、と主張している（「クニース論文Ⅱ」でも同趣旨）。

「客観性論文」からの引用だけでは、「われわれを取り囲む」「今日の姿」という表記から、「現実科学」の「現実科学」たる所以は、もっぱら現在の文化現実を問う点にあるとも解されるが、過去の文化世界が「現実の具体的因果連関の一環」として認識目的とされるかぎり、そうした純然たる歴史研究もまた「現実科学」であることになる。

ちなみにリッカートは、「現実科学」という表現には「警戒が必要」であるという。なぜなら、なるほど歴史が、直接的直観から個性を保有しようとするかぎり、個性を捨象する自然科学に比して、（直観的描述をめざす）芸術とともに「現実に近い Wirklichkeitssinn」から、歴史を「現実科学」と称するのは「相対的には正当」であるが、歴史も科学であるかぎり、直観を概念に加工しなければならず、その形式的原理は、芸術とは関係がないばかりか、直観には由来しないからである（Rickett 1921: 86-8. 佐竹他訳、一三二―五）。

(15) これは、ハンス・フライヤーの著書（一九三〇）の表題であるが、一九二〇年に没したヴェーバーの関知するところではなかった。テンブルックが、「法則科学としての社会学」という土俵の上でヴェーバーの到達点をたとえばデュルケームのそれと並べるといった取り扱いに反発するのは当然としても、さりとて「現実科学としての社会学」を「対抗構想（Gegenkonzept）」（Tenbruck 1999: 171. 住谷他訳、二〇六）として立て、ヴェーバーに帰するのは、同位対立の一面化に陥りはすまいか。「社会学」という土俵自体が問題なのである。ヘニースとなると、テンブルックと同じような動機から、ヴェーバーをドイツ歴史学派に戻してしまうかのように見受けられる

(Hennis 1987: v. a. 117-66, 雀部他訳、とくに139-106)が、どんなものであろうか。

(16) WL: 174, 富永・立野訳、七九。

(17) Archiv, 1904: v. 富永・立野訳 付録三、一八一。また、第一八巻の巻末には、「社会学」への言及はないが、同じ趣旨の予告が見える。「それ(国民経済学の方法論)と同時に、われわれは、われわれの学科の隣接領域との関連を、われわれにとつて重要な研究成果との批判的対決をとおして維持していく必要に迫られるであろう。われわれは、文献にかんする報告と批判とを、この課題の達成に役立つように編成し、社会諸科学の全域のみならず、その境界領域をも、理論的側面(一般的な科学論と認識批判、法哲学、一般国家学、社会心理学、社会人類学、社会倫理学)と実践的側面(社会衛生学など)の両面にわたつて取り扱い、われわれの読者が、これらの領域における重要な進展に継続的に精通していけるようにするであろう」(Archiv, 1903: 巻末、ノンブル欠、富永・立野訳 付録一、一六七)。

(18) WL: 163, 富永・立野訳、五九。

(19) WL: 164, 富永・立野訳、六一。

(20) ここに明言されているとおり、ヴェーバーは、総体への志向そのものは、唯物史観(マルクス)および歴史学派(ロッシャー)から引き継ぎ、分析的・経験科学的に再構成する。

(21) WL: 6, 松井訳I、一八。

(22) 「現実科学」と「法則科学」との区別の導入個所に付した注で、ヴェーバーは、「リッカートの研究の本質的な観点にかんり忠実にしたがった」と断り、「われわれの学科にたいするこ

の著者の思想の有効性を検証することが、本研究の目的のひとつである」とも述べている(WL: 7 Anm. 1, 松井訳I、一八)。(23) 本来なら、ヴェーバーも参照した浩翰な名著『自然科学的概念構成の限界』(初版、一九〇二)に当たるべきであるが、いまはその余裕がないので、その梗概を述べたといわれる『文化科学と自然科学』(第四/五版、一九二二)の参照をもって代える。ヴェーバーの方法論文を知った上で執筆され(もしくは改訂され)たであろうこの書の関連論点と比較することで、かえってヴェーバーのスタンスの独自性を(リッカートの影響がもっとも濃厚といわれる「客観性論文」についてさえ)浮き彫りにできるというメリットはある。

(24) Rickert 1921: 129-30, 佐竹他訳、一八五。リッカートには、このように「集団-個人」軸と「普遍-特殊」軸とを重ね合わせる傾向が看取される。これは、ヴェーバーから見れば、『社会学者』の頭のなかでも望むらくはもはや維持されることはないであろう「自然主義的なディレクタントの古くて愚かな先入観」(WuG: 48, 松井訳I、一〇三)ではなからうか。また、リッカートは、(経験科学としての)国民経済学と(規範学としての)法律学とを無造作に同じカテゴリーに入れてはいるが、こうしたことは、両者に通じたヴェーバーには、容易にはなしがたいことだったろう。現に「シユタムラー論文」では、両者の区別が定式化された上で、経験科学の見地から「規範」をどう扱うかという問題が、主題化して論じられる。後述本文の(十一)節、参照。

(25) Rickert 1921: 130 Anm. 1, 佐竹他訳、一八五注。

(26) WL: 173-5, 富永・立野訳、七八-八二。

(27) 本稿では、このIV「未来予測」には立ち入らない。この問題については、折原一九九九、一八一―一九、を参照されたい。

(28) WL: 178-9, 富永・立野訳、八九。

(29) WL: 179, 富永・立野訳、九〇。

(30) 村井久二一九九八、向井一九九七、三八八―四〇一、参照。

(31) ヴェーバーが、自然主義的一元論(もっぱら法則的なものを追求し、やがていつの日か、法則から現実を演繹できようとする向き)を排撃したのは確かであるが、その側面に目を奪われるあまり、かれの社会科学における「法則科学」的契機を看過したり、過小評価したりしてはならない。繰り返しになるが、かれは、「現実科学」と「法則科学」との区別をなにか二者択一的な対立として措定し、前者に「加担」して後者を捨てたのではない。前者を目的に、後者は手段に編入する一種独特の総合を企てたのである。この総合の構図を見定め、そのなかにかれの「社会学」を位置づけることが、本稿の課題である。

(32) 折原一九九六b、四一八。「客観性論文」解説 一九九八、富永・立野訳、二二六―四五、など参照。

(33) WL: 179, 富永・立野訳、九〇。リッカートが挙げている具体例では、歴史上のある敗戦を取り上げ、将兵の疲労と飢餓に因果帰属するには、疲労と栄養の生理学を参照するにはおよばないであろうが、フリードリヒ・ヴィルヘルムIV世の(歴史上意義ある)王冠拒否を理解するには、精神病理学の知識が必要とされる(Rickert 1921: 76-9, 佐竹他訳、二二〇―二二)。

(34) WL: 179, 富永・立野訳、九〇―一。

(35) WL: 114, 松井訳II、九〇。

(36) 向井一九九七、三七六、四〇三、参照。

(37) ここまでは、金子栄一の研究(金子一九五七)以来、すでに明らかにされている。

(38) 「基礎概念」では、この「解明的説明」が、「自然科学」にたいする「社会学」の種差として、「観察的説明」以上のこと、どんな自然科学も永遠になしえないこと、として強調される(WAG: 23-3)。しかし、「客観性論文」のこの個所を、以下、本稿のように解釈すれば、「基礎概念」との間に「矛盾」があるとはいえない。後述(九)節も参照されたい。

(39) たとえば天文学も、ある星座の個性を問い、それが他の同じく個性的な星座から生成する経緯を、力学を援用しながら因果的に説明しようとするかぎり、(価値や意味にはかかわらないから文化科学ではないとしても、方法上は)個性化的科学である。

(40) 田村一九九三、三三二―四一。

(41) Rickert 1921: 125-6, 佐竹他訳、一八〇―一。ヴェーバーにとつては、以下で解き明かすとおり、この「概念要素」として使用されうる」ということが重要である。

(42) Rickert 1921: 126, 佐竹他訳、一八一。

(43) 論点を先取りすることになるが、この点にかけてヴェーバーは、メンガーの「方法的個人主義」、すなわち(貨幣制度のような)「有機的」社会形象の歴史的・「無反省的」成立を、いわば「独創的個人の突破」(シュンペーターの「創造的破壊」に連なる)とその成果の慣習化から説明しようとする「精密的」・「原子論的」方針(Menger 1871: 250 ff., 安井・八木訳、二一九以下; Ders. 1883: 153ff., 吉田訳、一四二以下)を引き継ぎ、一般化する方向で展開した。この点については、後出

本文(九)節と注(69)で詳述する。

(44) WL: 175-6, 富永・立野訳、八三。

(45) WL: 184, 富永・立野訳、九九。

(46) その間の経緯として、ヴェーバーは「クニース論文Ⅱ」で、ミューンスターベルクの「主観的的科学」と対決し、「因果的解明」と「評価的解明」とを区別し、第三のカテゴリーとして「ある客体(たとえば『ファウスト』)の可能的価値関係の分析によって評価を準備する『解釈』という意味の『解明』」(WL: 89, 松井訳Ⅱ、四三)を定立している(向井、三二八-九)。

(47) この「価値解釈」「価値分析」は、ディルタイの「追体験」にきわめて近く、それをもってヴェーバーは「リッカートの『価値関係』をさらに、哲学的に基礎づけ、リッカートを超える新しい認識論的立場に到達した」といわれる。向井一九九七、二九九、三八八)。とすれば、われわれの問題関心は、そうした「価値解釈」「価値分析」(当該「固有価値」の他ならぬ固有性の究明・論証)を、とりわけ包括的な「社会形象」への適用を念頭に置き、さらに経験科学的に基礎づけ、具体化しようとするかどうか、という方向にあるといえよう。

(48) WL: 257, 森岡訳、一六三-四。『宗教社会学論集』「序言」(一九一〇)の冒頭に表明される、「近代ヨーロッパ文化世界の子」(RS. I: 1-12, 大塚久雄他訳、五-三三)としての問題設定は、遑ればすでにここに(一例として)定式化されていたといえよう。ただし、中国、インド、古代パレスチナといった非西洋文化圏との比較という視座は、まだ見られない。

(49) この方向への思考展開にかけて、ヴェーバーは、実質上(直接の継承関係が文献的に証明されるかどうかはともかく)、

一時期のディルタイの発想を引き継いでいると思われる。ディルタイは、できあがった「個性」の静態的記述を説くヴィンデルバントの批判に抗し、「一般心理学・「記述的分析的心理学」に加え、特殊心理学・「比較心理学」を構想し、精神生活の同形性・普遍的法則性という基礎の上に、「個性」を「個性化」として、比較をとおして動態的に捉えようとした、といわれる(向井一九九七、九六-一〇七、参照)。この点でもヴェーバーは、ディルタイと同じ道を歩み、ディルタイが目指したことを、方法論においてのみでなく、具体的・経験科学的研究成果としても、実現する方向にあった、といえるのではあるまいか。

(50) この点はなにも、「布置連関」の特性把握にかぎってのことではない。ある個別文化財たとえば書籍の「比類ない特性」は、そこに表出されている「精神内容」を、他の類例と比較し、「価値関心」によって開かれた(共通の地平における差異を際立たせることによって、もっともよく論証されよう(宇都宮一九九二、三〇、参照))。

(51) Below 1925: xxiv. 筆者は、この書簡への着目を、ヴェーバー全体像の構築を明示的に企てた、金子栄一の先駆的研究に負っている(金子一九五七、一四一-五)。

(52) WL: 201, 富永・立野訳、一三四。

(53) WL: 201, 富永・立野訳、一三五。

(54) WL: 202, 富永・立野訳、一三五。

(55) WL: 202, 富永・立野訳、一三六。

(56) Menger 1871: 159-60, 安井・八木訳、一三六-七、参照。

(57) Menger 1871: 168, 安井・八木訳、一四五。

(58) ということはつまり、「財の稀少性という条件のもとで、

さるかぎりの需求充足をめざす、先慮にもとづく行為」(Menger 1871: ix usw., 安井・八木訳、vi 他)として、という意味である。

(59) W.L.: 202, 富永・立野訳、一三六。

(60) W.L.: 188, 富永・立野訳、一〇七。

(61) Menger 1883, 吉田訳一九八六、一九二二。ヴェーバーが、メンガー理論と歴史学派との双方から、なにを撰取し、なにを斥けたかについて、概括的な要約・一覽がほしい。この要請に応えるには、筆者には遺憾ながら、両者とくに歴史学派にかなする研究が不足している。

(62) W.L.: 203, 富永・立野訳、一三八・九。

(63) W.L.: 191, 富永・立野訳、一一三。

(64) 折原一九八一上、九二五下、四六七、参照。

(65) W.L.: 213, 富永・立野訳、一五九、三〇八、三四〇・四。

(66) この点にかなして、筆者も、牧野雅彦の見解に賛同する(牧野二〇〇〇、一一一)。

(67) それとならんで明示的に断念されているのが、いまひとつ重要な「理念的認識の『法則的』認識にたいする関係」である。この『法則的』認識の意義については上述した。

(68) ここでは「流出論理」の思想史的背景には立ち入らず、「国家や国民経済のような『社会形象』を『有機体』になぞらえ、『民族精神』の表出態とみなすなど、いずれにせよ一種の『聖域』に見立て、それ以上の分析や説明を断念する思考様式」と規定しておく。

(69) 細かな経緯はともかく、ヴェーバーがこの方針を受け入れ、かれの社会学に止揚し、社会形象の一見「有機的」な生成を説

明していく、という大筋だけは、ここで確認しておきたい。

(中間段階は端折って後期の著作から文献上の一証拠を挙げると) 古代イスラエルのベドウィンや半遊牧の小家畜飼育者層において、〈氏族〉の域を超える政治的〈部族〉結果は、人口増加・牧草地の稀少化にともなう氏族単位定住への分散傾向を免れず、いちじるしく不安定であった。しかし、諸氏族が「宗教的兄弟団」ないしは「兄弟団的な礼拜団体」に結果するばあいには、そうした部族にかぎり、他のそうでない部族の不安定性と鮮やかな対照をなして、長期にわたる安定と存続を享受していた (RS 3: 878, 188, 内田訳、二〇六・八、四三九)。この事實は、唯物論的に(砂漠・草原地帯の物質的生活条件がその「イデオロギー」的「上部構造」としておのずから「宗教的兄弟団」を「生み出した」というふうには説明できない(そのように説明できるのは、むしろ分解傾向のほうである)。他方、氏族連合が、自分たちの生活条件に由来する分解傾向を認識し、これを克服するための手段として、目的意識的に「宗教的兄弟団」を設立した、というふうには「実用主義的」に解釈することもできない。ヴェーバーがこの先行二方針を考慮にいれ、明示的には唯物論的解釈を批判しつつ説くところは、こうである (RS 3: 889, 内田訳、二〇八・九)。すなわち、ひとたび「宗教的兄弟団」が創始されれば、そうした宗教政治的〈部族〉結果態は、当の社会層の生活条件のもとで淘汰に耐えて生き延びる(他の不安定な政治諸形象にくらべて)はるかに高い客観的可能性を取得した。しかし、それがはたして創始されるかどうかは、「まったく具体的な宗教史的、しかもしばしばきわめて個人的な事情と運命」によってきまる。その上で、そう

した「宗教的兄弟団」の結成が、政治的・経済的権力手段として有効であると証明され、認識されると、この認識が翻ってその普及には寄与した（したがって事後的な経過は「実用主義的」に解釈できる）。レカプの子ヨナタプの告知も、ムハンマドの告知も、そうした帰結をともなっている。しかし、当の告知自体は、あくまで「個人的な体験や意図の表白」であり、しかもその意図たるや、政治的・経済的権力手段の取得を目的とし、その手段として「宗教的兄弟団」の結成を企てるといった態の「目的合理性」を帯びてはいなかった。むしろ、その意味では「目的非合理的」な、宗教的「自己目的」としての「兄弟団」の結成が、政治的（部族）結成態としての勢力獲得や存続には、からずも最適の（客観的にもっとも「整合合理的」な）生活形式を創り出し、この意図せざる、「無反省的」効果が認識されると、当の生活形式自体が（当初の意図から離れて）こんどは「目的合理的」に模倣され、これがこれでその普及には寄与する（さらにはこの普及がかえって当初の宗教的意図をの込み、薄れさせてしまう）というのである。こうしたヴェーバーの（避けばすでに「倫理論文」にも貫徹され、「カテゴリー論文」と「一九一〇—一四年草稿」の概念的導入部で一般的に定式化されている）説明方針には、一方ではメンガーの「原子論」的方針が引き継がれ、他方ではこれが、唯物論また歴史学派の総体志向の影響下に、宗教を含むいっそう広汎な領域に適用されて、メンガーにおける合理主義的偏向が是正されている。ヴェーバーは、一方では歴史学派の総体志向そのものは引き継ぎ、「流出論理」による神秘化から解き放ち、「原子論」的方針による因果的説明を企てるが、他方ではこの方針を、メンガーにおける

経済的・合理的行為への適用制限から解放して、広く人間行為の諸領域に転移し、展開していくのである。ちなみに、この論点を社会学史の地平に移してみると、ヴェーバーが、デュルケム社会学では「集団表象」の質・個性の発生は説明できない（折原一九八一、上一八三、下一一八—二八、一四六—五〇、二二—二三、参照）と見て、基本的にはタルドの「發明・模倣」理論に与した、という事情が示唆されよう。ヴェーバーの観点からは、デュルケム社会学は、論理上は旧歴史学派と等価の位置にある、と見えたにちがいない。とはいえ、これはもとより、独立の論稿の主題とされるべき問題である。

(70) ヴェーバーがこの神秘化を暴いていうには、解明と予測という意味における計算を受け付けないというのは、むしろ「狂人の原理」「狂人の特権」である（W.L.: 67-9, 132-7, 226-7, 松井訳Ⅰ、一三八—四三、Ⅱ、二二—三三、森岡訳、一一七—九）。

(71) こうした取り扱いがクニースにたいして公正であったかどうかには、確かに検討の余地がある。しかしいまは、そうした問題には立ち入らず、八木による研究（Kries 2000; Yagi 2000）の進展を見守りたい。

(72) 「客観性論文」でも、「形式的・法学的思考が文化科学の領域に紛れ込んだために生じた、さまざま混乱」（W.L.: 182, 富永・立野訳、九六）に言及されているが、敷衍されてはいない。

(73) この対決は、相手方について「曖昧な言い回しで読者を欺く駆け引き」（「詐欺」）や「思想的火事場泥棒」（「犯罪」）を云々するまでに尖鋭化している。こうした言表に倫理的裁断をくだすことは容易であるが、そのまに、つぎのような諸点が、最

大限事、実問題として問われなければなるまい。すなわち、①特定の争点にかんする相手の言表なり立論なりを、そのかぎり「詐欺」「犯罪」にひとしいと断じているのか、それとも相手を全面的に「詐欺師」「犯罪者」と決めつけるにいたっているか、②当の争点が、相手にとり、また読者を含む公共圏において、そのように激しく争われなければならないほど「重大な」問題か、あるいは(こうした言い方では価値判断の領域に踏み込むというのであれば)当の争点は、相手および第三者にとって、いかなる「価値関係性」をそなえているか、「疑似問題」か、枝葉末節か、それとも(解決の方向いかにかわりなく)「重大」と認定される問題か、そうした認定の根拠はなにか、③当の争点にかんして、相手方の「詐欺」や「犯罪」を、臆断や一方的決めつけでなく、「客観的に妥当」と認定できるとき、具体的根拠を挙げて論証しているか、④かりに相手方の「詐欺」「犯罪」を暴き、その見解を打倒できたとして、相手方の主張にとって代わる自分の見解を対置し、展開していくスタンスをそなえているか、⑤またじっさい、否定に終始せず、批判の積極面に転じて、相手を凌駕するだけの成果を収めているか、⑥相手の存命を前提に、同じく尖鋭な応酬を受けて立ち、論争を継続して④⑤の責任を果たしていく身構えはあるか、とごうた諸点である。いずれにせよ「シュタムラー論文」は、学問上の論争について、その意味と限界を問う、具体的一資料として読まれ、そこから「論争の整合型」を構成することでもきょう。

(74) シュタムラーのスコラ学的概念では、ブロイセンの母親は授乳において「社会生活」をいとなんでいるが、他の国々の母親は、同じことをしていても「社会生活をいとなんではないな」

ということになる (W.L.: 362)。

(75) この区分自体は、ヴェーバーが、「クニース論文II」で、「表現された意味の客観的理解」と「表現する者の主観的意味・動機の解明」というジーンメルの区別を評価し、継承したものである。ただし(ヴェーバーによれば)ジーンメルが「客観的意味」と「主観的意味」とを(しばしば意図して)混同するのにたいして、ヴェーバー自身は、両者を峻別し、経験科学としての社会学の「関心の焦点」は、後者に絞っている。

## 文献

- Below, Georg von, 1925: Der deutsche Staat des Mittelalters. Eine Grundlegung der deutschen Verfassungsgeschichte. Bd. 1. 2. Aufl., Leipzig: Quelle & Meyer.
- Hennis, Wilhelm, 1987: Max Webers Fragestellung: Studien zur Biographie des Werkes, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 雀部幸隆・嘉日克彦・豊田謙二・勝又正直訳。
- 一九九一、『マックス・ヴェーバーの問題設定』、恒星社厚生閣。
- 金子栄一、一九五七、『マックス・ヴェーバー研究——比較研究と一つの社会学』、創文社。
- Knies, Karl [1886] 2000: Allgemeine (theoretische) Volkswirtschaftslehre, transcribed by Takeshi Mizobata with the aid of Dr. Hans-Eberhard Caspary, The Kyoto University Economic Review, Vol. LXIX, No. 1\2, Kyoto: The Graduate School of Economics, Kyoto University, 13-76.
- 牧野雅彦、二〇〇〇、『責任倫理の系譜学——ヴェーバーにおける

政治と学問』、日本評論社。

Menger, Carl, 1871: Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, Wien: Wilhelm Braumüller, 安井琢磨・八木紀一郎訳  
一九九九年『国民経済学原理』、日本経済評論社。

Menger, Carl, 1883: Untersuchungen über die Methode der Socialwissenschaften, und der Politischen Oekonomie insbesondere, Leipzig: Duncker & Humblot, 福井幸治・吉田昇三訳、吉田昇三改訳、一九八六年『経済学の方法』、日本経済評論社。

森川剛光、二〇〇〇年「理念型の再解釈」、『三田学会雑誌』九三、一八九—二一七。

Morikawa, Takemitsu, 2001: Handeln, Welt und Wissenschaft, Zu Logik, Erkenntniskritik und Wissenschaftstheorie für Kulturwissenschaften bei Friedrich Gottl und Max Weber, Wiesbaden: Deutscher Universitäts-Verlag.

向井守、一九九七年『マックス・ウェーバーの科学論——デュルカイからウェーバーへの精神的考察』、シネルヴァ書房。

向井守、二〇〇〇年『シエタムラー論文』の意義』、橋本努・橋本直人・矢野善郎編『マックス・ウェーバーの新世紀——変容する日本社会と認識の転回』、未来社、二四〇—二五六。

村井久二、一九八八年、『ヨハネス・フォン・クリース著『因果連鎖の概念について』』、『中央大学論集』一九、八九—一一一。

折原浩、一九八一年、『デュルケームとウェーバー——社会科学の方法』上下、三一書房。

折原浩、一九九六年a、『ウェーバー「経済と社会」の再構成——トルソの頭』、東京大学出版会。

折原浩、一九九六年b、『ウェーバーとともに四〇年——社会科学の古典を学ぶ』、弘文堂。

折原浩、一九九九年『マックス・ウェーバーにおける歴史と社会学』、『名古屋大学社会学論集』二〇、一三—一四四。

Riikert, Heinrich [1898] 1921: Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft, 4. und 5. verbesserte Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr, 佐竹哲雄・豊川昇訳、一九五二年『文化科学と自然科学』、岩波書店。原書7. Aufl. (1926) からの邦訳であるが、引用個所には変更はない。

住谷一彦、二〇〇一年『マックス・ウェーバーの社会経済学』、『思想』九二七、二二六—二四四。

田村信一、一九九三年『グスタフ・シエタムラー研究』、御茶の水書房。

Stammler, Rudolf 1906: Wirtschaft und Recht nach der materialistischen Geschichtsauffassung. Eine sozial-philosophische Untersuchung, 2. Aufl., Leipzig: Veit & Comp.

Tenbruck, Friedrich 1959: Die Genesis der Methodologie Max Webers, in: Ders. 1999: Das Werk Max Webers, Gesammelte Aufsätze zu Max Weber, hrsg. v. Homann, Harold, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1-58, 住谷一彦・小林純訳、一九八五年『マックス・ウェーバー方法論の生成』、未来社。

Tenbruck, Friedrich 1986: Das Werk Max Webers: Methodologie und Sozialwissenschaften, in: Ders. 1999: 157-75, 住谷一彦・小林純・山田正範訳、一九九七年『マックス・

ヴェーバーの業績』、未来社、一七九—二一六。

宇都宮京子、一九九二、『ヴェーバー理解社会学における整合型と現象学の意義』、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科比較文化学専攻、博士学位論文、博甲第二二六号。

Weber, Marianne, 1950: Max Weber: Ein Lebensbild, Heidelberg: Lambert Schneider, 大久保和郎訳、一九六三、II—一九六五、『フランク・ヤナー』、みすず書房。

Weber, Max [1920] 1988: Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. 1, 9. Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) [RS 15略記], 大塚久雄・生松敏三訳、一九七二、『宗教社会学論集 序言』、『宗教社会学論選』、『みすず書房』、三二—一九、安藤英治編・梶山力訳、一九九四、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の《精神》』、未来社。

Weber, Max [1921] 1988: Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. 3, 8. Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) [RS 32略記], 内田芳明訳、一九九六、『古代エタヤ教』、岩波書店。

Weber, Max [1922] 1980: Wirtschaft und Gesellschaft, 5. rev. Aufl., besorgt v. Winckelmann, Johannes, tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) . [WuG-V略記]

Weber, Max [1922] 1988: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 7. Aufl., hrsg. v. Winckelmann, Johannes, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) [W LV略記], 松井秀親訳 I、一九五五、II、一九五六、『ロッシェーとクニース』、未来社、富永祐治・立野保男訳、折原浩補訳／解説、一九九八、『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』

岩波書店：森岡弘通訳、一九六五、『歴史は科学か』、みすず書房、松井秀親訳、一九六八、『R・シュタムラーにおける唯物史観の『克服』』、『世界の大思想 ヴェーバー 宗教・社会論集』、河出書房新社、三—六五。

Weber, Max [1924] 1988: Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik, 2. Aufl., hrsg. v. Weber, Marianne, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) . [SSP-V略記]

Weber, Max [1898] 1990: Grundriss zu den Vorlesungen über Allgemeine ("theoretische" Nationalökonomie, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck).

八木紀一郎、一九九八、『カール・メンガーと歴史学派——方法論争との後』、住谷一彦・八木紀一郎編『歴史学派の世界』、日本経済評論社、一九三—三三〇。

Yagi, Kiichiro 2000: Karl Knies's Heidelberg Lecture on Economics: An Introduction, The Kyoto University Economic Review, Vol. LXIX, No. 1\2, Kyoto: The Graduate School of Economics, Kyoto University, 1-12.